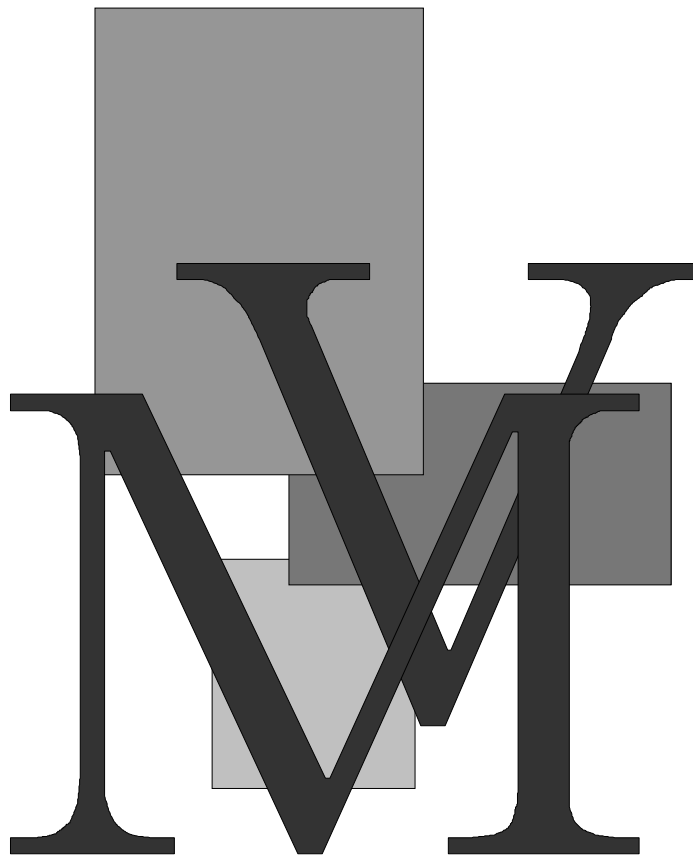
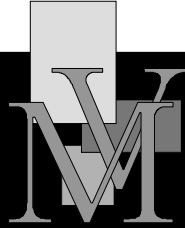


MACROVISION

Journal of Urban Studies



September 5 2002



CONTENTS

【特集】地球環境時代の計画論

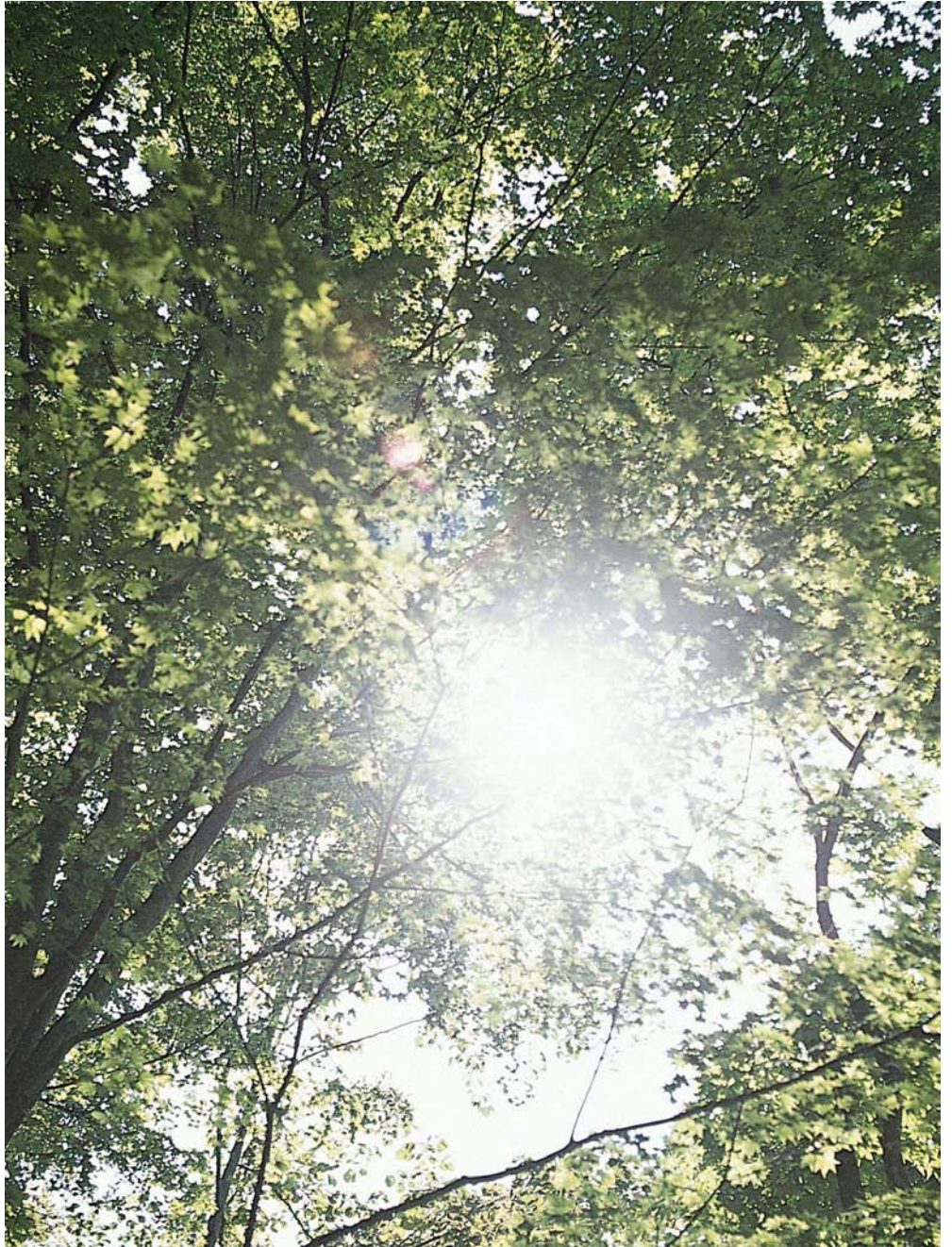
河川調査のあり方について	濱口 和雄	4
竹林の拡大を制御する施策を展開するための分析・評価	丹羽 英之	10
都市近郊地域の都市農村交流施設のあり方について	恵谷 真	17
広域防災拠点における幹線道路のあり方についての一提案	徳平 祐子	22
子育てを契機としたまちづくりへの参加	今井まゆみ	26
街区公園の利用実態とこれから	紀田 和巳	30
高齢者からみた地域の身近な公園のあり方	春田由貴子	35
住民意識の中の公園像	水上 貴之	41

【新しい施策の動向】

美しい緑のまちづくりの推進について	糸谷 正俊	47
バリアフリーのまちづくりに向けて	松田 麻里	52

特集

地球環境時代の計画論



深刻化する環境問題、国際化・ITの進展などを背景として、20世紀の国家・環境が対峙し競い合った時代から、21世紀に入り、国家を越えた地球規模の視点から環境との調和を図る「地球環境時代」へと移り変わってきている。これを受けて、例えば環境への貢献が企業の必須事項として語られるなど、大きなパラダイムシフトが起きており、従来型の価値観をベースにした計画論はもはや通用しない時代に来ているといえる。

このような「地球環境時代」の特性として、以下のようないくつかのキーワードがあげられる。

総合性、総括性、グローバル、ボーダレス

地球環境時代においては、これまでのある単一の領域や側面に着目するのではなく、全体の事象として捉えることが求められる。また、従来の価値観等が生み出してきた境界の意義が薄れ、このような境界を越えた動きに着目する必要がある。

系、ネットワーク、連鎖

地球環境時代においては、ひとつのシステムだけでなく、2つ以上のシステムが相互に関連し影響を与えているという側面が重要である。このため、これまで以上に全体の系としての動きやネットワークについて着目する必要がある。

省資源、循環、持続可能

地球環境時代は、これまでの大量消費型社会から循環型社会へと転換していく時代であり、エネルギー効率や低コスト、再利用などの観点がより重要となる。従って、これまでのいかに整備していくか、という面だけでなく、いかに活用していくかについて着目する必要がある。

多機能、複合、共生、多様な主体

地球環境時代においては、多様さ・複合的な状況に対処していく必要性から、単一の機能ではなく多機能で複合的なものが求められてくる。また、計画の対象としてもある特定のものではなく、多様なものをどのように共生させるかといった点について着目する必要がある。

これらの視点を受けて、現在様々な分野で従来の機能的・効率的なシステムを構築するための計画論・方法論から、総括的・総合的な視点をとりいれた新しい計画論・方法論が求められている。

このため、本号では、こうした地球環境時代の新しい計画論に向けて、様々な調査研究の分野から、新しい取り組みや視点の提案についてとりあげるものとし、これからの計画づくりの一助としたい。

河川調査のあり方について

濱口 和雄 Kazuo Hamaguti

はじめに

平成7年3月に河川審議会において、河川の理想像を「国民の生命と財産を守り育て、豊かな生物と美しい風土をはぐくむ」とした答申が打ち出され、それまでの河川行政の主たる目標であった「治水」「利水」に、「環境」という概念が加えられた。既に国においては「河川水辺の国勢調査」が実施され、国の直轄区間を対象に、河川に生息する生き物を中心に詳細な調査が行われ、膨大な生き物情報が集積されてきた。

こうしたなか、兵庫県では、県下主要14河川を対象に、国の調査マニュアルを基本に、1水系で3～5箇所調査地点（約1km区間）を設けて調査が実施された。その結果、地点ごとの豊富な生き物情報がストックされてきたが、水系全体での環境特性や生物分布、生態構造（生物と物理的環境の関係）等については情報が少なく、調査結果を河川行政に生かすには十分でなかった。

そこで上記の問題に対応し、兵庫県では新しい河川環境調査マニュアルづくりが実施され、その業務に関わる中で、いわゆる河川の物理的環境を中心とする「河川調査」のあり方について検討する機会があったので、ここにその内容について紹介する。

河川環境について

(1) 河川環境とは

河川は、山地に源を発して海へ流下していく。この間、地形・地質・気候・植生帯等様々な自然

環境を通過し、淡水・汽水・海水と異なる水質を連結する。すなわち、河川はその流域内に多くの異なった環境要素を包含し、これらが凝縮された独自のエコトーンを形成している。そして、そこに多様な生態系を含有し、それぞれを連結する役割を担っている。

また、河川は年間変動と季節変動を繰り返す流水により、流路を変化させ水辺の地形そのものの形状を変えながら、日々変化するダイナミックな生態系を維持しているところと認識する必要がある。

(2) 河川環境のとりえ方

一般に生態系の構成要素は、生物的要素と無機的要素とに大別できる。そして、生物的要素は無機的要素によって規定される条件のもとで、相互に関係を保ちながら全体を構成している。これを河川にあてはめ、模式的に表わすと次図のようにまとめられる。

この中で植生は、それ自身が無機的環境に規定される生物的要素であるが、他の生物群に対しては一次生産者として極めて大きな影響を与えており、「生息場を規定する」という機能だけをみれば、無機的環境に近い面も持っている。

そして、河川管理によって直接的に関与できるのは、無機的環境と植生の一部のみであり、生物そのものをコントロールすることはできない。

こうしたことから、「生息場を規定すると考えられる要素」は「無機的要素」と「植生」を用いて把握するものとして定義づけられる。

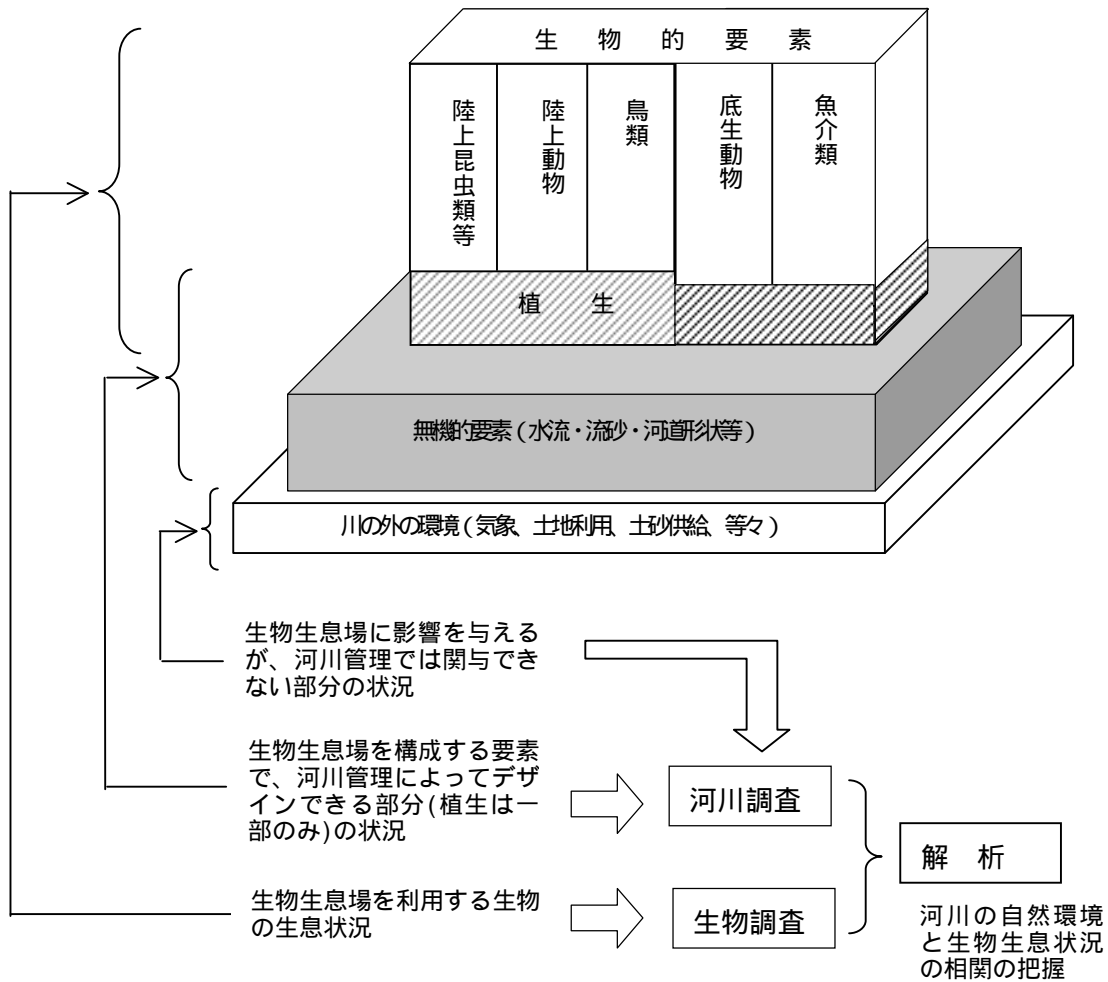


図 - 河川の自然環境と調査の対応

河川調査の必要性

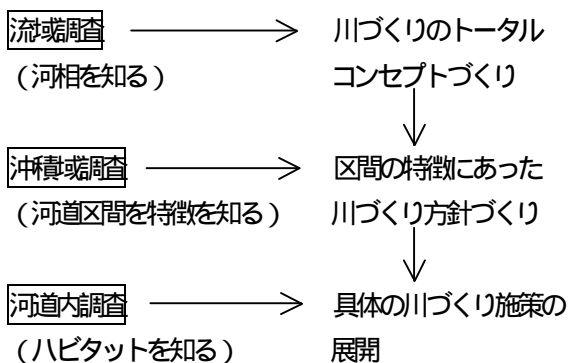
既にみたとおり、河川の無機的环境は、植生の分布を規定し、さらにそこに生息する生物の種の多様性にも影響を与える。生物は上流から下流にかけて生息環境を異にしているが、それは地形的変化とも呼応しており、両者の関係を明らかにすることが、生物生息の可能性を知る手がかりとなる。したがって、上流から下流へ連続し変化する河川の地形環境を中心とした「河川の器」の状況を的確に把握することが重要となる。

また、ここで得られる情報は、河川整備においても貴重なデータとなる。一般に河川整備では、計画高水流量や計画横断形の川幅等、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を定めることを第一とし、より安全側にたった観点での整備が求められたことから、護岸は一律の強度で、また同じ素材でつくられる傾向があったが、河川の蛇行特性や砂州の状況などを明らかにすることで、河道特性に応じた柔軟な工法を検討し適用していくことが可能になるものと考えられる。

河川調査のあり方の提案

河川管理者の事業対象は、あくまでも堤外地の物理的な環境である。それ故に、生物の生息・生育の状況が河川環境の「空間、場」の情報として把握されなければならない。

このため、河川の物理的環境の全体像を把握するために、以下の3つのスケールでの調査を提案する。これは、今後の川づくりを進める上で以下に示すような意義をもつ。



流域調査

流域調査は、河川全体の性格を明らかにし、川づくりのトータルコンセプトを設定する上で重要である。

河川の性質（河相）を最も端的に表現するのは、河道や水系だけでなく、雨水を集水する区域の状況である。すなわち、流域の面積、形状、標高、地質、気候、土地利用などが流況や流量、水質に影響する。これらを量的に把握し、相対的な流域特性を明らかにする「流域調査」を河川調査の中に位置づける必要がある。

これら情報は、国土地理院「数値地図 50mメッシュ」「細密数値情報」等をもとに容易に入

手・整理できるが、実際に実施されている例は少ない。水系ごとの流域データとして整理し、GISによって比較検討を行うことが可能である。

沖積域調査

上流・中流・下流という概念はきわめて抽象的である。とくに、近畿圏の河川は、河川環境が急変するところが多く、中流に上流のような環境が出現する場合もある。したがって、河道をいくつかの等質的な区間に区分することで、河川環境を理解する共通の基盤が提供できると考えた。同時にこの区分は、生き物の生息環境を概念的に把握できる単位と考えることができる。

河道区分では、地形学的手法を導入した。戦後の米軍撮影の航空写真から沖積平野の地形分類を行い、平野を形成してきた河川の性質を把握するとともに、地形面および河床縦断勾配の変化点により河道を区分することができる。

市川で行ったモデル調査では、河口から約50 kmまでの本川区間を対象に、上流から上流域渓谷区間、上流域谷底平野区間、中流域谷底平野区間、中流域氾濫平野区間、中流域氾濫平野区間、下流域氾濫平野区間、下流域デルタ区間の7区間に分けることができた。各区間の特性は次表のとおりである。

表 - 市川における河道区間の区分と各区間の地形的特性

河道区間	河口からの距離 (km)	平均河床縦断勾配	河川幅 (m) (水面幅)	蛇行・流路の形態等	砂州・砂礫堆の状況	河床の状況	水域の状況
上流域 渓谷区間	41.2 42.9 45.1 47.8	1/70 ~ 1/80	30 ~ 50 (10内外)	山間地の大きな蛇行区間を呈し、掘り込み型河川で単断面形を示す。	出水時に形成されたと考えられる砂礫の高まりがみられる。	岩盤が連続しており、流路には2m径以上の巨岩、転石が多く見られる。	全体が早瀬の様相を呈し、巨岩、転石の下流側には小さな淵が点在する。
上流域 谷底平野区間	43.0 45.0	1/110	100内外 (10~20)	蛇行区間に小規模な網状河川の形態がみられる。流量が少ない。	蛇行区間の内側にポイントバーが発達する。	岩盤の露出はみられない。河床礫は、人頭大礫に巨礫がまじる。	瀬の占める割合が比較的高く、より自然に近い流れとなっている。
中流域 谷底平野区間 (扇状地性)	32.4 41.1	1/120	50 ~ 250 (25~100)	直線的な河道で、河道内では網状河川の形態をとる。河川は掘り込み型である。	水系全体を通して、砂礫の堆積が最も多く、交互砂州等が発達する。	人頭大礫が混じる粗粒の堆積物からなり、岩盤の露出箇所はない。	瀬の占める割合が比較的高く、入り江や孤立水域も見られる。
中流域 氾濫平野区間1	20.2 32.3	1/220	70 ~ 300 (30~100)	直線河道が岩盤等にぶつかって屈曲して流れる。屈曲部は川幅が狭くなる。	砂州・砂礫堆の発達は、全水系を通して悪く、堰堤の直下に一部出現する。	岩盤がいたるところに露出し、一部に人頭大礫が混じる砂礫堆が分布する。	堰による湛水域、その下流側の早瀬、淵という繰り返しの水域特性を示す。
中流域 氾濫平野区間2	12.4 - 20.1	1/320	100 ~ 200 (50~100)	直線河道が優先する。河道周囲には低い河岸段丘崖が発達する。	下流側で川幅が増し、砂州・砂礫堆が発達する。堰直下に中州がみられる。	最上流側以外では岩盤の露出はなく、砂礫が堆積。礫は拳大~人頭大サイズ。	堰による湛水区間が半分近くを占め、その間に瀬と淵が発達する。
下流域 氾濫平野区間	1.9 12.3	1/420	150 ~ 300 (80内外)	姫路平野に入る区間であり、山付の大きな蛇行区間となっている。	砂州・砂礫堆が発達するが、冠水頻度が小さく、植生が水際まで覆う場合が多い。	拳大の大きさの礫に人頭大がまじるほか、入り江部には一部泥が堆積している。	堰により延長の7割ちかくが湛水域で占められる。人工護岸が優先する。
下流域 三角州区間	0 - 1.8	1/1,800	230 ~ 250 (80~150)	直線的に海に流れ込む。堤防河川であり、高水敷がみられる。	潮止め堰より下流側には、小さな中州が干潟となってみられる。	潮止め堰において拳大程度の礫と砂泥が確認される。堰堤の下流は砂泥である。	湛水域が半分近くを占める。潮止め堰より下流側は、汽水域であり水深も深い。

河道内調査

河道内調査は、具体的な生き物の生息の場の情報を知るとともに、潜在的な生物の生息の類推にもつながる調査である。また、河川行政面では、こうした情報をもとに、どのような多自然工法の導入を図るべきか判断する手がかりとなる。

調査は、1/5,000～1/10,000の大縮尺の航空写真からの微地形判読を基本に、水域（瀬・淵、湛水域等）、水際（人工改変の度合い等）、陸域（高水敷）等を対象とするものである。

この中で、河川環境での問題点を的確に反映する要素（人工護岸、堰、高水敷、淵の減少等）を抽出し、重点的に調査することとした。たとえば水域調査では、淵や入り江等の重要性から、その規模や形態、水深、底質等を詳細に調査することとした。分析にあたっては、河川を100m区間ごとのユニットにきり、各環境要素の定量的データの集積を行い、さらに、その結果をもとに、沖積域調査での河道区間ごとに再集計することで、それぞれの河川環境の違いを明らかにすることが可能である。

ちなみに、下図は市川モデル調査において実施した、河道区分ごとの静水域の分布状況であるが、魚介類および底生動物等の生息に影響を及ぼす湛水域や止水域の分布の違いが明らかである。

今後の課題

既に先行して実施された市川モデル調査では、調査ポイント数を増やしたことで、希少種であるオヤニラミの生息が確認され、それが沖積域調査で区分した中流域谷底平野区間に多いことが把握できた。また、アユの遡上を阻害している堰の特定も可能となった。こうした明確な調査結果が得られることが重要であり、生物調査と合わせて流域全体にわたる河川調査の必要性が明らかとなった。

今後の課題としては、以下の点があげられる。

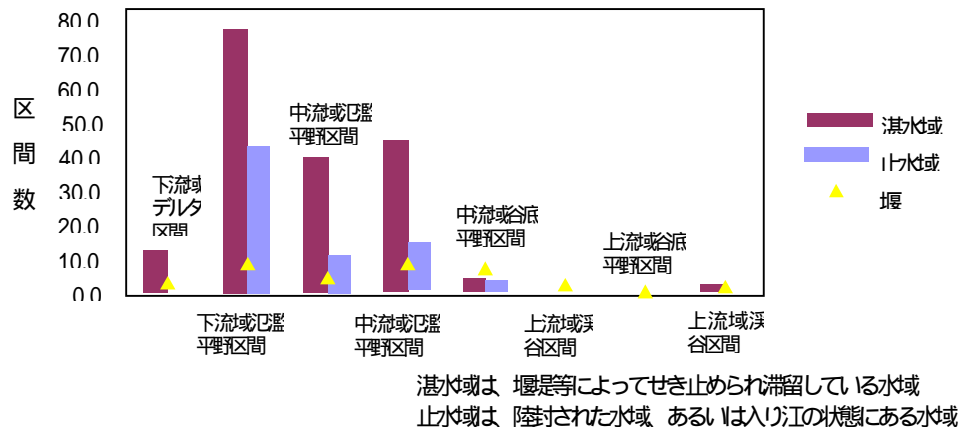


図 - 流れが緩やかな区間の分布 (市川モデル調査より)

河川整備計画への展開

河川調査の充実により、治水、利水、環境という3つの河川行政目標のベースが用意されることとなる。今後、この情報をもとに、流域全体の川づくりコンセプトの提示、河道区間特性にあった川づくり方針の設定、さらには生き物情報との関係を分析するなかで、具体の川づくり施策の提案につなげていく必要がある。

最新技術の導入

河川調査においては航空写真解析やリモートセンシングなどの新技術の導入が課題である。微地形区分、植生判読など、広域的かつ信頼性のあるデータストックを図る上で、常に最新の調査手法や技術の導入を図る必要がある。

市民参加の川づくり情報の蓄積と発信

河川の特長について、市民に調査結果をHP等やパンフレット等によって公表するとともに、市民からの新たなデータ提供等をもとに環境マップを作成するなど、データの共有システムを確立する必要がある。

おわりに

「河川水辺の国勢調査」における河川調査は、河川に関する最も基本となる調査である。しかし、どちらかというと調査の労力や時間は、生物調査に傾倒しがちであった。それは例えば貴重種の保存が重視されていることやどんな生き物が生息しているかの基本的情報を得ることが直接的に必要となっていたためである。

しかし、そのことに注意を奪われてしまい、たとえばある貴重な生物の保存を考える場合、そのみの生息の場を創造することになると極めて危険である。河川調査は、生物が生息する器の調査であることから、もともと河川の自由な動きの中で形成されてきた器を保存、あるいは創造していく視点が重要である。結果としてそれにふさわしい生物が生息するのであり、ある貴重な生物がいて、その環境にふさわしい器をつくる考え方は、河川全体の生態バランスを壊してしまう危険性もはらんでいると考えられる。

その意味では、生き物同様、川も生きているという見方が必要である。河川調査は、その自然な蛇行や時には氾濫する川の健康状態を的確に把握し、それに支障のない整備をすることで、結果としてそこにふさわしい生き物が棲む、といった発想が大切と思われる。これまで人間が生活の利便性を追求することで、川に負担をかけてきたことを、今度は「貴重な自然を守る」あるいは「多様性に富んだ生物の環境を守る」という名目で、再び負担をかけることは避けなければならない。川を知り、賢明な利用(ワイズユース)を行うことが、これからの河川行政の課題であろう。

竹林の拡大を制御する施策を展開するための分析・評価

丹羽 英之 Hideyuki Niwa

はじめに

近年、特に西日本において竹林の拡大が問題視されている。京都府京田辺市で 33 年で 16 倍、東京都八王子市で 26 年で 2.6 倍、高知県高知市で 32 年で 1.8 倍との報告がある（NHK、クローズアップ現代）。竹林の拡大に伴う問題点としては、森林における生物多様性の低下の問題（瀬嵐ら，1989）防災上の問題、農業被害の問題が指摘されている。

新たな生物多様性国家戦略（環境省、平成 14 年 3 月）では、生物多様性の 3 つの危機の 1 つとして「生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化」を挙げている。竹林の拡大はこの顕著たるものと言える。

また、拡大した竹林が崩壊する防災上の問題では、非公式ながら高知県における 1998 年の集中豪雨で発生した土砂崩れ 60 ヶ所のうち 30 ヶ所が竹林であったとの報告がある（日浦，高知大学）。農地に進出し農業被害をもたらす問題では、静岡県の茶畑への被害が報告され、竹が進出した茶畑で収穫が 3 割も低下している。これらは、いずれも生活に直接関わる深刻な問題である。

そのような、京都市周辺における竹林の分布拡大の実態やメカニズムの解析（鳥居ら，1997）空中写真を用いた竹林の分布拡大速度の推定（鳥居ら，1998）都市近郊林における竹林化の解析（大野ら，1999）など、竹林の分布拡大の実態や特性に関する研究が行われて

いる。



図 1 住宅地の裏山で拡大する竹林。ほぼ、斜面全面が竹林となっている（長岡京市，2002）



図 2 筍生産のために管理された竹林（長岡京市，1999）

一方、竹林の拡大の制御対策として、プラスチック板を使った竹林の地下茎の囲い込み（京都府林業試験場）や、除草剤を注入して枯死させる方法（静岡県農林事務所）が考案されている。また、森づくり県民大作戦（静岡県）のように、ボランティアによる竹林の伐採の取り組みも見られる。

しかし、ボランティアにより里山管理が出来る面積は全体の 0.1% だとする試算（横張）も

あるように、どの制御対策を用いても分布拡大している全ての竹林で実施することは不可能であり、選択的に対策を実施していく必要がある。

つまり、竹林の拡大を制御し各種問題を緩和するためには、既往の竹林の分布拡大の実態や特性に関する研究からさらに一步踏み込んで、拡大している竹林を評価し、優先的に対策を実施すべき区域を抽出することが必要である。本稿では、既存のデータを用い、拡大している竹林の評価を試行した。そして、今後、試行した分析手法を深め、用いるデータを精査することで、優先的に対策を実施すべき区域の抽出につなげたい。

材料と方法

植生データは、自然環境情報 GIS 第二版(環境省, 1999) から、第 5 回自然環境保全基礎調査(1993~1998)の結果までを用いた。標高データは、数値地図 50m メッシュ(国土地理院, 1997)を用いた。

分析対象範囲は、特に竹林が集中する京都府南部地域で、京都府と大阪府にまたがる範囲である。

Arc View3.2(ESRI)を用い、以下の分析を行った。

- 植生データの群落名が竹林のポリゴンを抽出し「竹林」とした。
- 植生データの群落名が水田、畑、茶畑、常緑果樹園、落葉果樹園のポリゴンを抽出し「農地」とした。

- 植生データの群落名が市街地、緑の多い住宅地のポリゴンを抽出し「住宅」とした。
- 農地と接する竹林を抽出し「農地に接する竹林」とした。
- 植生データの植生自然度が 9 と 10 のポリゴンを抽出し、それらに接する竹林を「植生自然度 9 -10 の群落に接する竹林」とした。
- 住宅と接する竹林を抽出し、さらに標高データから傾斜を算出し、傾斜が 20 度以上で絞り込み「住宅地に接し傾斜が 20 度以上の竹林」とした。

結果

「植生自然度 9 -10 の群落に接する竹林」を図 - 3 に、「住宅地に接し傾斜が 20 度以上の竹林」を図 - 4 に、「農地に接する竹林」を図 - 5 に示した。

いずれの条件においても、竹林を絞り込むことが出来た。なお、比較のため、条件に該当しなかった竹林を「上記以外の竹林」として図示した。

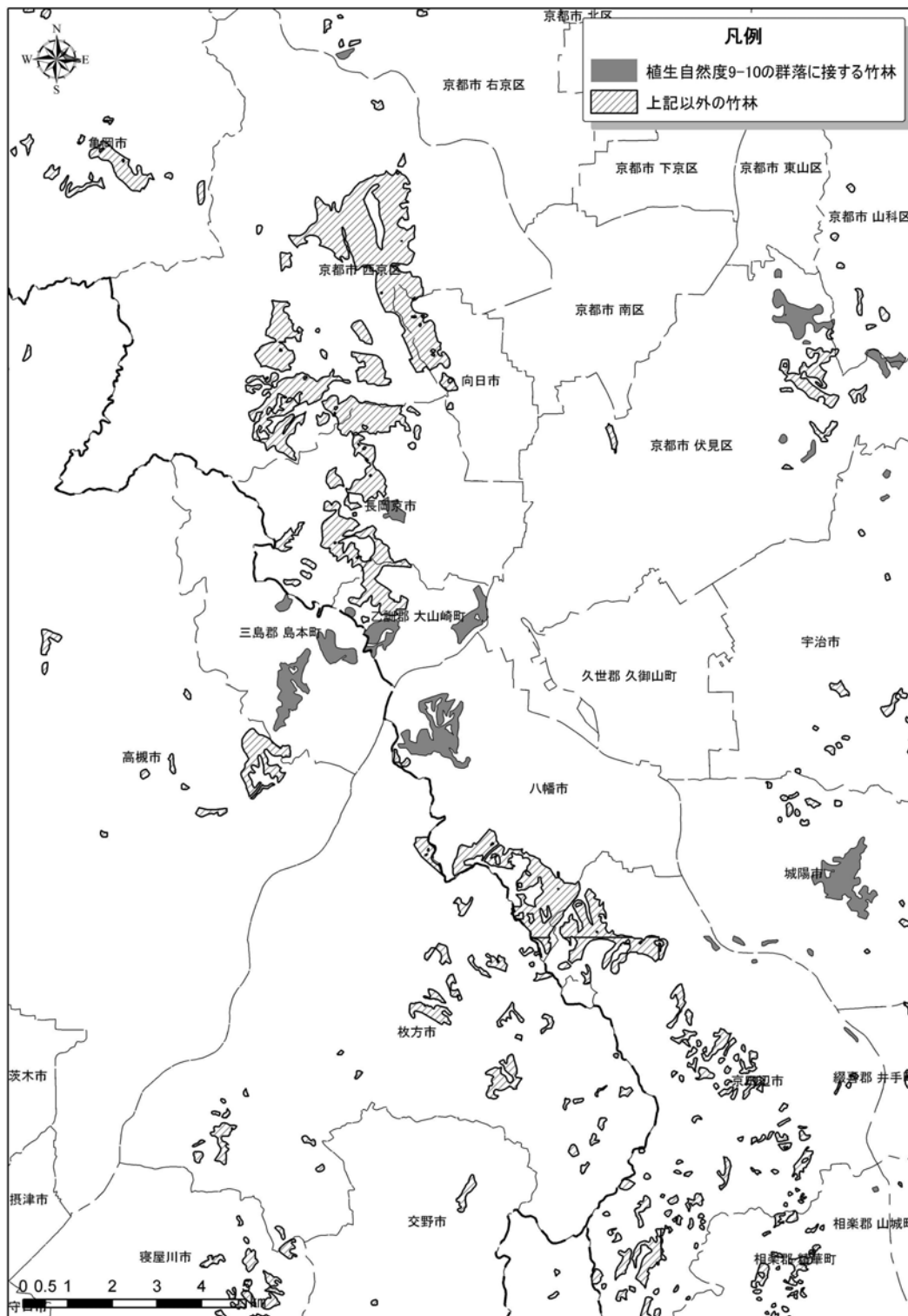


図3 植生自然度9-10の群落に接する竹林

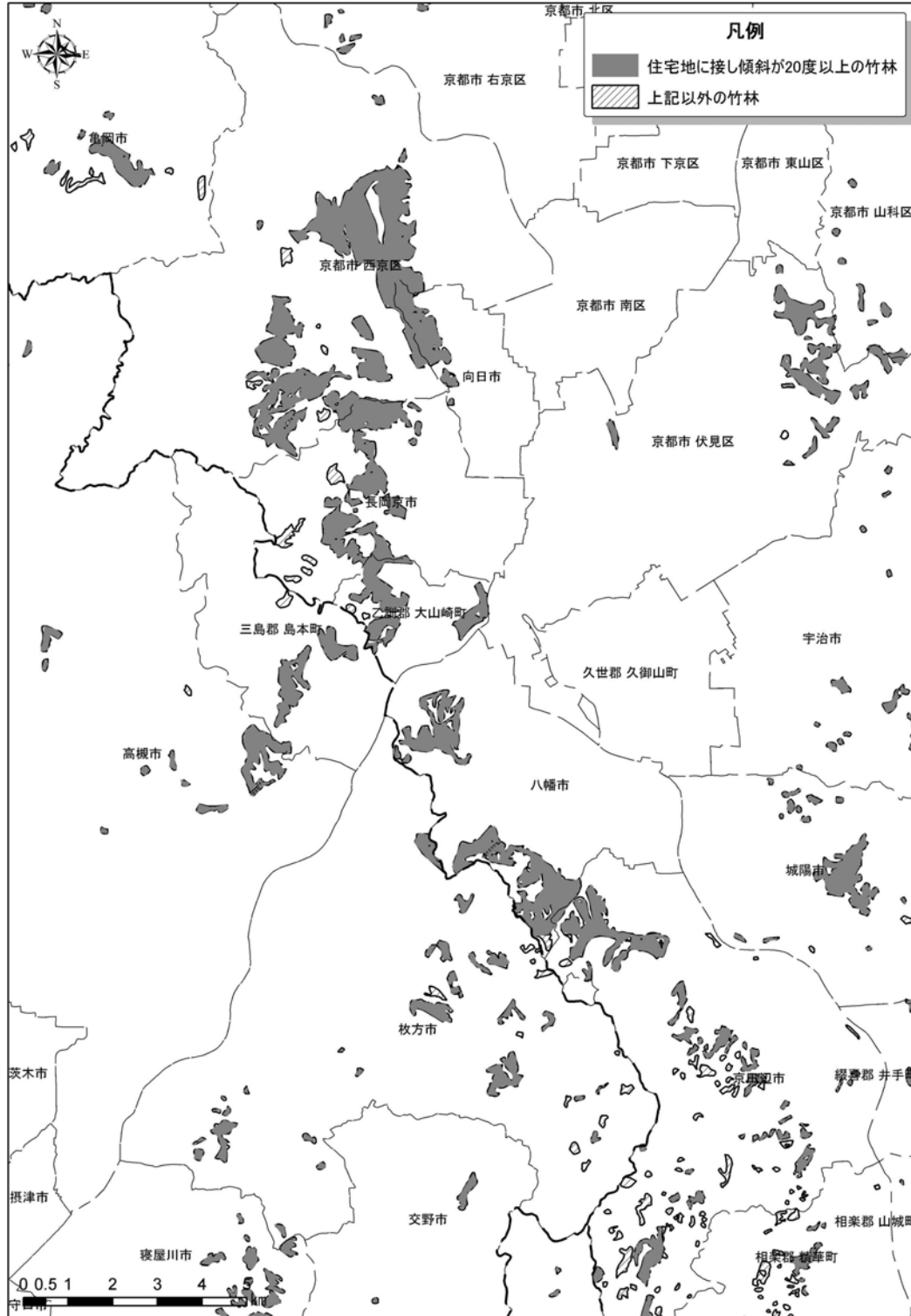


図 4 住宅地に接し傾斜が 20 度以上の竹林

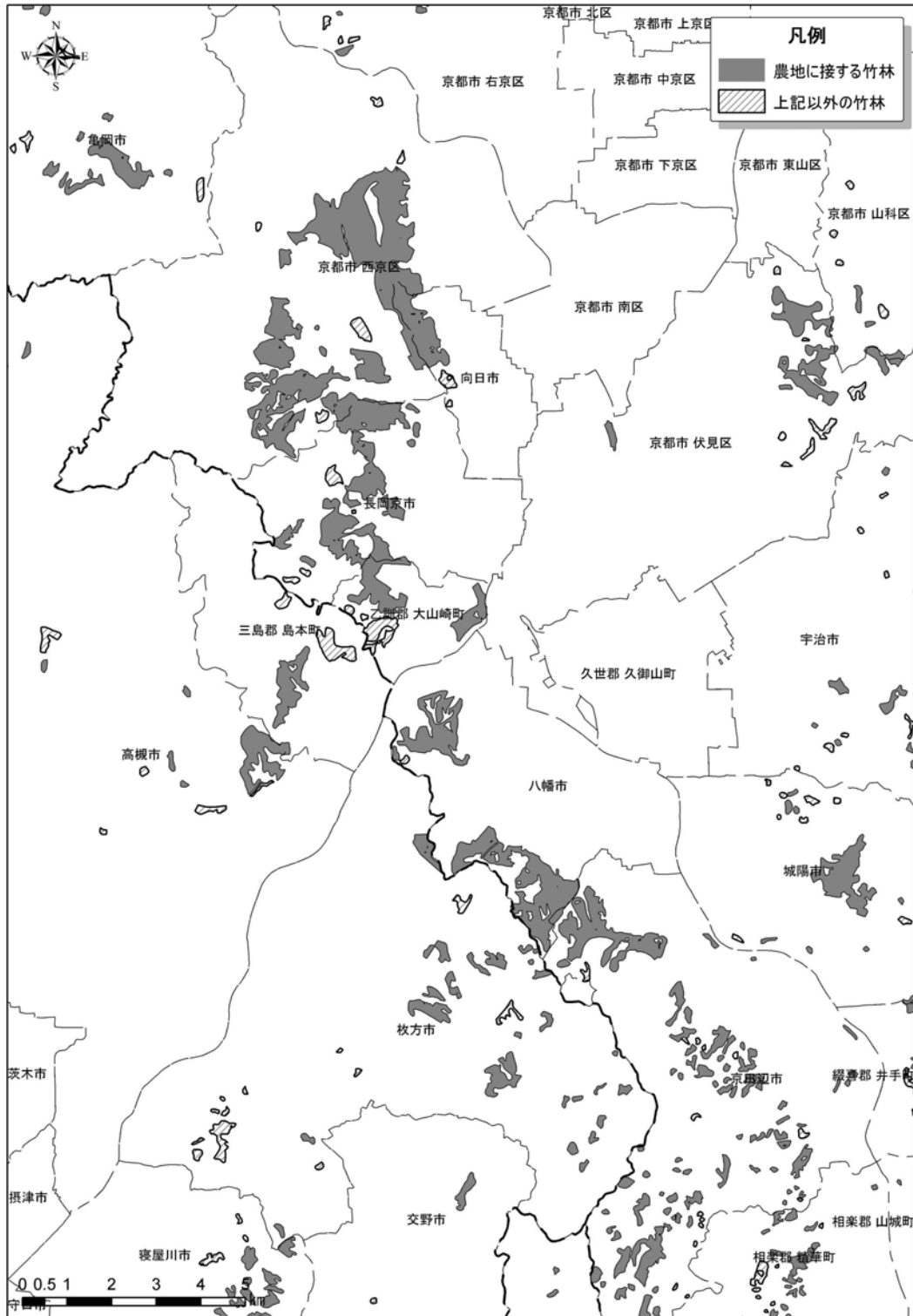


図 5 農地に接する竹林

考察

冒頭で述べた、竹林拡大の3つの問題、森林における生物多様性の低下の問題、防災上の問題、農業被害の問題に対応した主題図が、植生自然度9-10の群落に接する竹林、住宅地に接し傾斜が20度以上の竹林、農地に接する竹林である。以下に主題図ごとに考察する。

植生自然度9-10の群落に接する竹林

最も竹林を絞り込むことができた。植生自然度9-10は自然植生であり、竹林の拡大により消滅すれば、森林における生物多様性を大きく低下させる恐れがある。そのため、これらは森林における生物多様性を維持するために優先的に施策が実施されるべき竹林である。

しかし、当該地域の自然植生は、照葉樹林が主であり、周辺の植生が疎林や荒地などオープンなほど竹林は拡大しやすい(鳥居, 1998)ことからすれば、一般に樹冠の密度の高い自然植生の照葉樹林には拡大しにくいとも考えられる。この観点からすれば、むしろ、二次林に接する竹林のほうが施策の緊急性が高いとも考えられる。

また、今回は単純に境界を接するポリゴンを抽出しているが、群落からの距離をとれば、さらに対象とする竹林を絞ることができる。

住宅地に接し傾斜が20度以上の竹林

竹林を絞り込むことができたが、対象とした地域が都市部に該当するため、絞り込めた量はわずかである。竹林の根系は50cm程度と浅いため、集中豪雨の祭、崩壊しやすいと考えれば、防災上重要で優先的に施策が実施されるべき

竹林である。

しかし、竹林危険性の評価には、地質や竹林の面積、竹林施行の歴史なども関係すると考えられ、傾斜も加えて評価因子について検討を重ねる必要がある。また、植生データ上では接していても、砂防対策の有無などにより、実際の危険性は異なると考えられる。

農地に接する竹林

竹林を絞り込むことができた。農地に接する竹林が農地に拡大し生産性を低下させるとすれば、優先的に施策が実施されるべき竹林である。

植生データ上では接していても、水路の有無などにより、農地への進入の可能性は異なると考えられる。また、今回は単純に境界を接するポリゴンを抽出しているが、農地からの距離をとれば、さらに対象とする竹林を絞ることができる。

おわりに

冒頭でも述べたが、今後、実際に優先的に対策を実施すべき区域を抽出するためには、試行した分析手法を深めること、用いるデータを精査することが必要である。

分析手法は、考察でも述べたように評価因子を検討することが必要である。今回は考慮していないが、既往の知見も含めた竹林の拡大特性や地質は、必ず含むべき評価因子である。また、分析手法に基づき用いるデータを精査することとなるが、精査の方向としては、より多くの情報を収集し、より精細なデータを検索するこ

とである。既存データを最大限活用するとともに、効果が大きければ新たにデータを作成することも考えられる。これらにより、優先的に対策を実施すべき区域が抽出され、一方で研究されている制御対策を組み合わせることで、竹林の拡大を制御していくことが可能となる。

今、拡大している竹林の多くはモウソウチクとされ、そのモウソウチクは開花による一斉枯死が報告されていない。そのため、拡大を制御するためには人為的な管理が必要である。また、高齢化や筍の価格低迷で、管理放棄される竹林は年々増加している。今まさに、竹林の拡大を制御することは危急の課題である。

都市近郊地域の都市農村交流施設のあり方について

恵谷 真 Makoto Etani

はじめに

都市が急激に膨張をはじめた高度成長期以降、都市近郊における農業は、都市的土地利用の拡大や混住化の進展にともなう諸問題を抱え続けてきた。しかし、近年は都市住民の農業・農地に対する要求は変化し、新鮮・安全な食糧供給や、安らぎを感じる緑の空間としての働きが求められるようになり、「農」の持つ多様な機能が再評価されている。

このような状況の中で、都市と農業との新しい関係を探ろうとする動きが活発になってきており、その具体的な成果として農産物直売所、市民農園、体験農園などを備えた拠点的な「交流施設」が各地で整備されている。本稿では、こうした都市近郊における都市農村交流施設のあり方について、検討と提言をおこなう。

なお、ここでは「都市近郊」に明確な定義は設けず、大阪府下や兵庫県南部など都市的地域とその近傍の農業地域をイメージしている。

近郊型の交流施設の趨勢

都市農村交流施設としては、農産物直売所、体験農園・市民農園といった従来からのものに加えて、農家レストランや、自分で農産物の加工が体験できる加工所、それらを複合させた農業テーマパークなどが登場している。

農林産物直売所

農水省の1995年の調査では、全国で2,700

あまりだった直売所が、2002年の近畿中国四国農業研究センター調べでは10,000カ所以上に増えている。その中身も、個人レベルからJAや農事組合のおこなう組織的大規模なものへまで多様化し、農家にとっても販路の選択肢として認められるまでになっている。

施設的には、レストランや農業体験施設、道の駅などと併設されるタイプ（遠隔地・大型化・高度化）と、ニュータウンの近傍などで直売所だけに機能を絞ったタイプ（近傍・小規模・単機能）が見られる。

また、扱う商品は、かつては市場規格にあわない野菜などが多かったが、最近では流通量が少なく市場ベースに乗らない野菜や加工食品などを扱い、日常の買い物に使える感覚の店が増えている。

体験農園・市民農園

ミカン狩りや芋掘りなどの体験農園は古くからあるが、近年は野菜や花、ハーブ等の新しい品目の増加や、つま取ったあとの加工体験を楽しめるなど、付加価値の高い商品、施設が登場している。また、農園の通年利用を図るため、十数種の体験が楽しめる施設も登場している。

市民農園では、区画の拡大、休憩施設などの付帯、高齢者への配慮区画の整備、作業器具の無償貸し出し、農家による作業指導付き、などの傾向が見られる。また、コテージなどを付帯させた「クラインガルテン」や、直売所や休憩室、調理室などを備えた中核施設を設けて、農家と利用者、利用者同士の交流を図るような事例も増えてきている。

また市民農園については、単独施設での収益は期待できないため、直売所などの集客のため

の施設と割り切ったり、それすらも切り離れた「遊休農地活用」「サービス施設」として運営されることが多いようである。

加工所

直売所の隆盛で販路が確保されたこともあり、農産物を加工して付加価値を高めた上で販売する動きも増えている。それも「作りたいもの」や「作れるもの」だけでなく、消費者との直接的なやり取りの中から「客の望んでいるもの」をつくる形態が人気を呼んでいる。

こうした活動のための施設(加工所)は農家婦人の利用が主だったが、新しい施設では一般向けに料理教室などを開催する部屋を確保する事例も増えている。

農業テーマパーク

前述のような機能を複合させた大型のレジャー施設型の交流拠点(農業テーマパーク)も増えている。とくに近畿圏では整備ラッシュにあり、日本経済新聞社の調査によれば、規模の小さなものも含めて、ここ5年で50ヵ所以上が開園している。

この背景として、都市住民のレクリエーションに対する「自然・環境志向」や「安・近・短志向」があり、農業サイドではこれを受け止めて交流の拠点施設としていこうとする意図がある。

課題

直売所ならではの特徴の打ち出し

関東農政局が1998年におこなった調査では、直売所を訪れる理由として約85%の人が「品質・鮮度がよい」ことを理由に挙げており、食品の品質や安全性への関心が高まる中で、生産者と向き合って購入できる直売所が、一般の小売店などとは違う位置づけをなされていることが窺える。

このため、かつては直売所であればそれだけで「小売店などとは違う」存在としてアピールできていたとも言えるが、店数の増加によって、直売所と小売店の競合だけでなく、直売所同士の競合も生じている。

また、直売所の大型化とともに、対面販売を廃止したり、商品の安定的供給のために広範囲から仕入れをおこなったりする状況も生じており、直売所ならではの特徴が薄れてきている点も課題である。

大型施設での危惧

近畿圏で整備が続いている大型施設の場合、施設内容はどこも似通ったものになりがちで、消費者から飽きられやすいという性格をもつ。したがって、近隣に有力な観光ルートがある場合や、都市直近で安価に提供され、くり返し利用しやすいもの以外は、将来的に相当な経営努力が求められることになる。

また、大型施設に頼った経営は小回りがききにくく、維持管理費の継続的な支出に耐えなければならない。

収益性の確保

都市農村交流施設の多くが、農水省などの補助事業によって建設されている。また、管理に対しても市町村からなんらかの補助金が出されていたり、第3セクターが運営にあたりたりする事例が多い。

こうした運営方式では、ややもすれば農家の自主的な経営意欲が発揮されず、バブル期に生み出された公共・準公共のレジャー施設の失敗例のように、収益をあげることに對してルーズな運営ともなりかねない。



課題に対応した事業展開

拠点施設の収支勘定ではなく、地域全体の収支勘定を

交流施設の整備にあたって、短絡的に主眼視されるのが収益のあがる施設かどうかという視点である。しかし、経営的にまったく成立しない施設というのは論外であろうが、拠点施設自体は採算すれすれでも、地域全体の収支で考えると非常に大きな効果を生みだしている施

設というもあり得る。

これが例えば地域全体のPR効果であり、地域の農家の生産意欲の向上と結果としての所得増などである。交流拠点施設に集まる客をターゲットとして、周囲で観光農業等の事業を展開する、あるいは個人が庭先販売をおこなうなどの行為も、一部競合はあっても決して非難されるべきことがらではなく、むしろこうした行為を誘発できた拠点施設の役割を高く評価しつつ、共存の道を探る、ないしは一定の役割を終了したと判断して機能再編の方向をさぐるなどの積極的な思考が拠点施設には求められる。

農業活性化から地域の活力づくりへ

交流施設整備の目的は地域の農業の活性化にあることはいうまでもないが、これを通じた農業者の生きがいつくり、ひいては地域の活性化につながることも目的としていることはいうまでもない。

交流施設を整備し、良好な経営が行われている地域では、農業収入の増加以上に、この生きがいの場としての役割が高く評価されている。具体的には、まず交流施設での仲間どうしの交流があり、次に施設を訪れる都市住民との交流がある。そして自分の出荷した野菜や商品などが評価されると、農作業自体にも大きな励みとなり、こうした様々な生きがいつくりの局面が地域活性化に間接的に寄与していく働きは非常に大きいと言える。

このため、前項とも重なるが、収支だけではないという交流拠点施設の役割について、事業参加者がしっかりと認識しておく必要がある。

サービス業としての視点の強化

第6次産業(1次+2次+3次 or 1次×2次×3次)といわれる農業交流施設の展開にあたって、施設の評価で最も重きをなすのは人対人の部分であり、その意味では交流事業にあってはサービス業としての視点が重要となる。

利用しやすい施設の整備や、魅力ある商品の充実は当然であるが、また行きたい施設という評価がなされると、口コミによるところの大きい小規模な直売所等ではこれが大きなアピールとなる。

このため、交流施設の経営にあたる人員は全員が、農業の片手間としての農産物販売ではなく、物販業、接客業に従事しているというプロ意識を持ってサービスにあたる必要がある。

女性の意見の活用

都市側の消費者の中で、食材としての農林産物に関心が高く、新しい潮流に敏感なのは主婦層である。そうした人の意見を受け止め、商品開発や施設整備などに反映することが交流施設の活性化につながるものである。

また一方で、農村側でも活力を持って新規の取り組みにあたり、事業を成功させているのは主婦層の力によるところが大きく、こうした都市と農村の主婦をつなぐ情報のパイプを太くしていくことが肝要となる。

直売所の品揃えの充実

都市近郊における直売所のひとつの理想型は、1店で必要な食材が揃う「食品スーパー」型である。これによって消費者は、複数の店を渡り歩く煩わしさから解放され、直売所を日常

の買い物先のひとつとして選ぶことができる。

ただし、ここで忘れてならないのは、直売所はあくまでも「拠点」であり、これの経営だけに目を奪われてはならない、それよりも周辺の農家経営が活性化することこそ重要である、ということである。

経営だけに専心すると、ややもすれば「売れるものは地域外から仕入れてでも」という姿勢になりがちであるが、これはまさに本末転倒である。売れるものが地元になければ、それを生産する、あるいは地元にあるものを売れるようにする工夫がなければならない。

このためには、消費者との直接対話の中から望まれている商品を把握し、その情報を農家組織が共有して生産に取り組むべきである。



おわりに

検討していく必要がある。

高度成長期以降のわが国では、さまざまなものをつないでいた「環」がとぎれてしまい、自分以外に関心を示さないことの遠因となっている。都市と農村をつないでいた環も、失われたもののひとつである。

本来、都市は食料生産の場である農村と対となって成立するものとされてきたが、流通のグローバル化によって、必ずしも都市と農村が1対1で向き合う必要がなくなってから農村は見捨てられ、都市内の農地は、時には宅地として買い漁られ、また時には緑の拠点、オープンスペースとして奉られたりもしてきた。しかし、そうした都市側からの動きに対して、農業者の主体的な声は十分に出ていなかった。

今日の近郊農業活性化のための様々な取り組みは、農業者から都市住民への直接的な働きかけという点が画期的であり、これによって両者が「都市と農村の関係における問題意識」を共有できるようになるための第一歩が踏み出されたといえる。

よって今後は、これをさらに深め、両者の抱える問題をともに解決していくためのソフトが重要であり、とくに将来への展開を考えると、子供たちに農業というものをどう教えていくのが重要ポイントである。これには、総合学習の観点から教育界でも議論が深まりつつあり、農業者もこうした社会の流れを機敏にとらえる姿勢が欠かせなくなっている。

また、交流施設の整備にあたっては、「農業の側から提供する」姿勢ではなく、計画段階から都市住民と「ともに作っていく」システムを

広域防災拠点における幹線園路についての一提案

徳平 祐子 Yuko Tokuhira

はじめに

死者約 6,430 名、全半壊・消失家屋約 25 万棟という未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災は、まだ記憶に新しい。

我が国では、地震や台風、大火災などによる災害が発生しやすく、災害時に避難地として機能し得るオープンスペースの重要性が認識されてきた。1919 年に制定された都市計画法では、一定のオープンスペースが確保できたが、1924 年の関東大震災では、小規模なオープンスペースや植栽のないオープンスペースは、延焼防止、人命保護の機能が不十分なことが明らかになった。これらの教訓を活かした震災復興計画ではオープンスペースとして公園が計画的に配置されたが十分なものではなかった。

阪神・淡路大震災は、人々の意識から遠ざかりつつあった公園の防災機能を再認識させるとともに、公園の有する多様な防災機能を実証することとなった。大規模な公園は、救援物資の集配の場や災害対策部隊の駐屯の場、仮設住宅の建設の場になるなど、災害復旧・復興対策の拠点として機能し、小規模な公園は、一時避難の場となるなど、災害応急対策の拠点として機能した。

これを契機に、全国で防災計画が見直されるとともに、災害時に重要な役割を果たす防災公園の必要性が認識され、全国的に整備が進められている。平成 14 年度都市公園等整備事業予算においても、重点分野の中に「避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備」が位置づけられている。

防災公園を整備するに当たっては、日常的な

公園機能と非日常的な防災機能の融合が重要である。しかし、単純に公園機能と防災機能を足しあわせると防災公園ができるわけでもなく、両機能のバランスをとりながらの創造が必要となる。つまり、防災機能と公園機能が適切に重層・共存し、相互に高めあえるような公園とする工夫が必要となる。

本稿では、防災機能と公園機能が適切に重層・共存し、相互に高めあえるような、広域防災拠点における幹線園路あり方を提案する。

幹線園路の課題

広域防災拠点の機能を有する公園では、災害時の場合、救援物資の保管・集配送や駐屯機能等のために「平坦なオープンスペース」と「円滑な車両動線」の確保が重要となり、これに対応するために、グラウンド等のオープンスペースと公園全体を結ぶ、広幅員の幹線園路が計画されることが多い。この広幅員の幹線園路は、防災機能に対応するため、両側に歩道のある 2 車線道路で、災害時には一時待機車両が歩道を利用し駐車することを想定して、4 車線利用が可能となるように配慮されたものである(図 1 参照)。

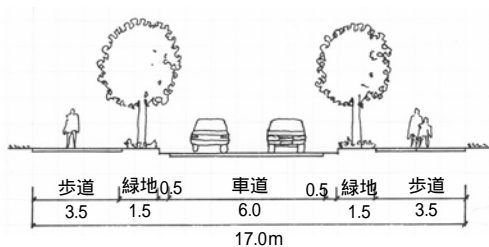
しかし、この幹線園路は防災機能に比重が置かれ、平常時の公園の景観や利用といった公園本来の機能に関して、次のような課題を抱えていると考えられる。

- 災害時への対応のために、道路としての機能を満たすように計画されているため、線形や勾配に制約が生じ、公園の主園路であ

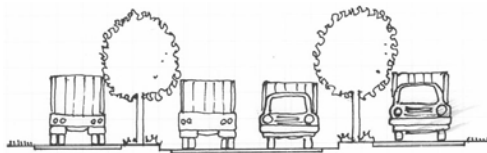
りながら、快適な歩行者動線とならない。

- 道路型の園路のために、街区型の土地利用となり、土地利用や施設整備の柔軟な対応を阻害し、土地の有効利用や公園の環境魅力を損なう要因となる。
- 施設が園路の内側に集中することが多くなるため、外側の歩道の利用率は低く、また、両側歩道のため、車道横断が発生し安全上問題が大きい。
- 広幅員の園路が、公園機能と防災機能に無駄なく効果的に活用されることが大切であるが、平常時に車道利用がない箇所ではこれだけの幅員を必要とせず、場所によっては過分の整備内容となる。

< 平常時 >



< 災害時 >



- 必要に応じて4車線可能
(一時待機車輛の路上駐車を想定)
- 歩道は車道利用

図 1 広域防災拠点における一般的な幹線園路標準断面図

園路構成の提案

公園の園路やまちの街路・道路は、動線機能だけでなく、公園やまちの環境魅力を高める重要ポイントとなる。広域防災拠点の機能を有する公園の幹線園路は、園路と街路・道路の二つの要素をもち、とりわけ動線機能や環境魅力を高める上で重要となる。そのため、前述の課題を踏まえて、新しい魅力的な園路づくりを目指した園路構成の提案を行う。

車主体の道路機能に偏ることなく、散歩やジョギング、サイクリングが楽しめ、緑豊かで風景の軸となるように配慮し、中央に緑地帯のある片側歩道型を提案する(図2参照)。片側歩道型とした理由は次のとおりである。

- 両側の歩道を片方に寄せ合わせることで、歩道空間が広くなり、ジョギングなどスポーツ活動にも対応しやすい園路となる。
- 車道と歩道を分けることにより、歩車平面交差を限定しやすくなり、安全性が向上する。
- 中央に緑地空間が豊かに取れ、園路としての魅力を高めることができる。
- 車道園路と歩道園路を分離して別ルートとすることが可能となり、園路構成に自由性が生まれ、土地の有効利用や適切な施設配置ができる。

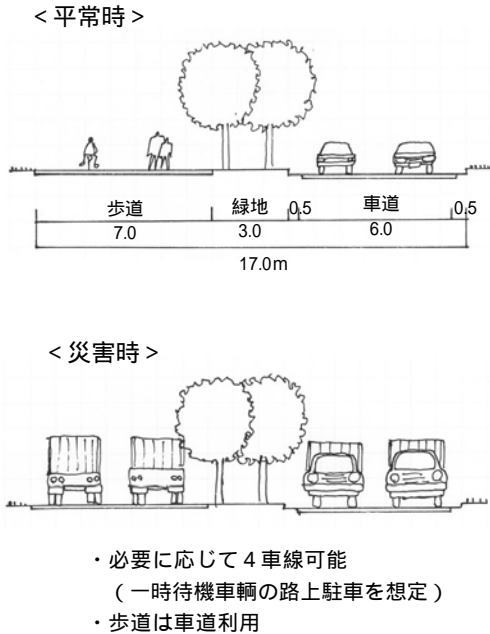
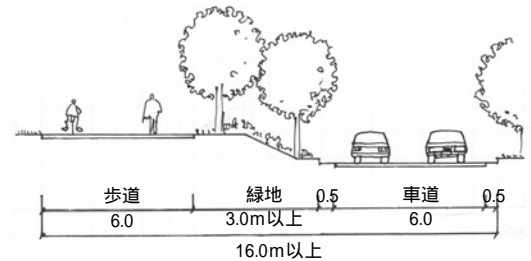


図 2 広域防災拠点における幹線園路標準断面図
(片側歩道型)

片側歩道型を基本として、与条件に応じて、さまざまな園路構成のタイプが考えられる。

タイプA：中央に緑地のある片側歩道型の幹線園路（緑地部分に法面）

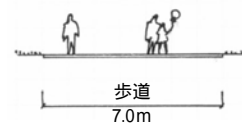
- ・緑地部分に法面を入れることにより、歩道園路が隣接する施設と同じ高さにすることができ、施設と遊歩道との一体化を図ることができる。
- ・緑地空間が豊かに取れ、魅力ある遊歩空間とすることができる。



タイプB：車道を除去・遊歩道のみ（災害時は車道利用）

- ・公園の中央を通る園路等、平常時に車が通ると危険で環境分断を招く箇所においては、車道を除去し遊歩道として整備することが可能である。

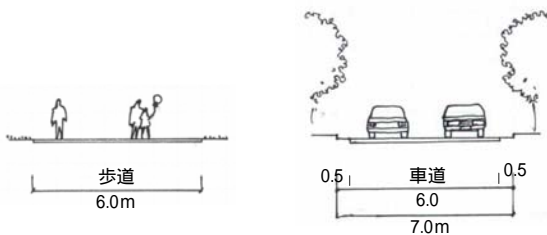
幅員は7mとし、災害時には車道として利用する。



(災害時には車道として利用)

タイプC：車道部と歩道部を別ルートで整備

- 別ルートとすることにより、無理のない完全な歩車分離が可能となる。
- 効果的な施設配置が可能となり、土地の有効利用が可能となる。



おわりに

この幹線園路の構成は、公園機能と防災機能に適切に応えることができ、防災公園を計画する場合の有効な一つの方法と考えられる。

また、園内に車を乗り入れる場合において、この園路は歩道を片側によせることにより、歩車分離を図りつつも、歩車平面交差点を限定しやすいため、余分な立体交差を極力避け、動線や環境、コスト等で無理が生じない整備を行うことが可能である。

園内に車を乗り入れることに対する利便性と、安全性や環境魅力との調和を図るためには、平面交差点での舗装の工夫等、よりきめ細やかな対応と管理運営面での適切な対応が重要である。

子育てを契機としたまちづくりへの参加

今井 まゆみ Mayumi Imai

重要視される子育て支援

近年の少子化、核家族化、地域コミュニティの弱体化などの社会趨勢のなかで、子育て層を取り巻く問題は複雑化し、子育ての負担を大きくしている。

最近、よく耳にする「幼児虐待」という問題は、特別な人が起こす行動とは言いがたく、子育て層の悩みの中で、しつけとの境界線や親の感情コントロールに関わることとして取り上げられている。また、親同士の付き合いのもつれから、子どもを傷つける事件に発展したものがあつたが、これは様々な情報が飛び交う中で幼児期からの過剰な教育熱が一部関係しており、親が精神的安定を保ちがたい状況になったことで、子どもが犠牲になったと言える。

このような子育て層を取り巻く問題の解決に関しては、親が安定した気持ちで子育てに望む環境が必要であると考えられ、現在では物理的な育児支援のみでなく様々な支援が行われている。

ここでは、現在、大変重要視されている子育て支援に視点をあて、子育てを通して得た経験をもとに支援を受ける側から提供する側へと変化した事例を中心に、子育てを契機にしたまちづくりへの参加について述べる。

子育て支援の現状

男女雇用機会均等法などをはじめ子育て層を取り巻く状況も多様になっていることから、

行政では保育所のサービス充実や、市民も参加してのサポート事業など、様々な育児支援を行っている

乳児期から幼児期における子育て層を取り巻く問題の1つとして、専業主婦として子育ての大半を背負うことの負担の大きさがあげられるが、これらに対しては、子育て中の母子を対象とした親子遊びの集まりの開催などが行われている。この集まりは、交流や情報交換により精神的な面を支える機能を持つと考えられる。

厚生労働省では、精神的な面を支える支援のひとつとして「つどいのひろば事業」を平成14年度に導入した。この事業の目的は、子育てに不安や悩みを抱える親などが気軽に集える場を提供し、親子同士の交流や、ボランティアなどを活用した子育て相談に応じるなど、子育てへの負担感や育児不安の緩衝を図り、子育てに関する地域ぐるみでの社会的支援の充実を図ることとしている。平成14年度は全国で65箇所設置され、平成15年度に本稼動することになっている。事業実施主体は市区町村で、株式会社、NPO法人などへの委託が可能である。

この事業は、横浜市のNPO(びーのびーの)が行っていた活動がモデルになっており、行政レベルの子育て支援と並行して、民間レベルの支援を促すものである。子育てを通して問題に直面する親たちの起こした行動が、行政のこのような取組みにつながったといえる。

また、この事業は、中小企業庁の所轄するコミュニティ施設活用商店街活性化事業との連携事業にもなっている。これは、特に若い世代による商店街の賑わいの創出・活性化と子育て

支援の推進を効果的に実施することを目的としている。商業施設の空き店舗をうまく活用し、市民レベルの活動が活発になることで、まちが変わっていくコラボレーションタイプの事業と言える。

NPOによる自主的な取組み

ここでは、先に「つどいのひろば事業」のモデルとなったNPOの活動と同様の育児支援を行うNPO高槻育児支援ネットワークティピー（以下「ティピー」と略）を取り上げ、育児サークルの活動をしてきた母親達が、育児支援活動をするようになった経過を紹介する。これは、子育てを契機にしてまちづくり活動を行う一つの事例と言える。

NPO高槻育児支援ネットワークティピーは、もともと育児サークルの取りまとめ役をしていた2児の母であるI氏が代表を勤める。I氏は、8年前に育児サークルを運営する上での問題に直面し、市内で同様のサークル活動をしている他の代表者に声をかけて、サークル運営に関する情報交換の機会をもつようになった。

その後、「公園デビュー」という言葉とともに、情報誌などを通じて団体への参加のしにくさなど、サークル活動のマイナスイメージが取り上げられるようになった。このとき、I氏達のサークル運営者の面々は、子育て層には「サークル運営をしている人」と「サークルには属さずに子育てをしている人」の2本柱の支援が必要であると考え始めた。

この考えを2年間温めたのち、高槻子育てネ

ットワークティピーとしてNPO法人となり、商業施設の空き店舗を活用した「0・1・2歳おやとこのひろば」を今年の5月から立ち上げている。

ここでは、サークルには参加したくない、行政の行う子育て支援の集まりにも飛び込めない、だけど友達が欲しい、子どもと2人きりでは疲れるという人が、気兼ねなく立ち寄れる場所と話し（相談）相手を提供している。このような活動は、行政が様々な面から提供している子育て支援サービスの間を埋めるような役割を担っている。

スタッフは、以前に各サークルの代表を務めていたメンバーとその後活動を手伝いたいと申し出た母親である。既に学齢期に入った子どもを持つ者や、現在も乳幼児を持つ者である。全員子育て経験者であり、中には保育士等の資格保有者もいて、各人の得意分野を活かしながらの運営を行っている。

ティピーの事例は、各人が子育てを通じて様々な問題に直面し、同様の立場にあるもの同士が、自らの問題解決だけでなく地域全体での



解決に向けて立ち上がった、子育て層がまちづくりへ関与するまでの変遷を示している。

子育て期の特性とまちづくり

まちづくりというと、様々な分野や局面が限りなくあるが、福祉・環境など地域の課題に対する自発的な解決の取組みもそのひとつである。子育て層は、子どもの健全な成長を促すために、子どもを取り巻く環境に敏感になる。これまでの生活で気づけなかったことも、子どもを育てることで意識するようになり、その意識が子どもにとって不適切な環境など認識させる。これを改善する働きかけが、まちづくりへの参加のきっかけとなることもある。

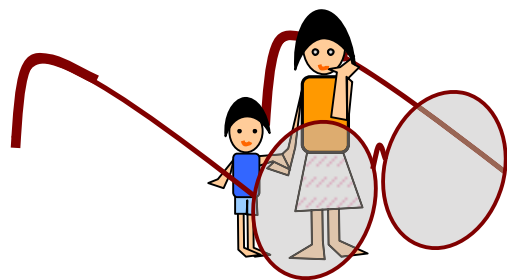
子育て中は、子どもの成長に併せた視点でまちを見るため、子どもを取り巻く環境に対する意識も徐々に変化する。乳児期にはベビーカーを利用することでバリアフリーの重要性を認識し、幼児期には子どもの遊ぶ公園の安全性等に敏感になり、学齢期には子どもが思いっきり遊ぶ多様な空間の必要性を感じたりする。また、単にこれらまちのハード面の問題だけではなく、コミュニティや子育て支援といったまちづくりのソフト面の必要性も感じるようになる。

一方、まちづくりに関わるといふこと、これは地域の「その他大勢」から、コミュニティを形成する「個人」として地域に認識されることにも関係する。ご近所の「あまり知らない人」から、「小さいお子さんがいる〇〇さん」へ、さらに「△△でよく活動している〇〇さん」と認識されるようになり、地域における自分の存

在を大きく位置付けることにもつながる。

近年の核家族化や地域コミュニティの欠如から問題となっている母子の孤立についても、地域のコミュニティ形成の一員としてまちに関わり、地域の中での役割を担うことで、孤立は解消される。地域コミュニティの中で、安心して子育てをすることにもつながるため、子育て層にとって大変有意義なことである。

インターネットの子育て層に関連する情報を集めたサイトには、母親が子育てに追われる中、様々な悩みを抱えつつ、自らの居場所を探し求めた経験を掲載しているものが見られる。企業を起こしたり、ボランティア活動をしたり、まちづくりに関わったり、パワフルな母親が子育てと両立しながら、自分の居場所を確立しているように見受けられる。これらのパワーとまちの問題解決に向けた行動とがうまくリンクすれば、先に紹介した「ティピー」のように、まちづくり活動に進展することが考えられる。まちづくり活動が、居場所づくりにつながるとも言える。



子育て期の視点（メガネ）でまちを見ると、これまでと違うことが見えてくる。

子育て層のまちづくりへの機運を活かす

「住民」と「市民」の2つの言葉は、「住んでいる人」という点では同義語であるが、「市民」を国政に参加する権利をもつ人という意味で捉えれば、その自覚のある者、それにふさわしい行動の者を「市民」と呼ぶことになる。子育て層が、子育てを通じて意見をもって行動に移すことということは、その他大勢の「住民」から、自覚をもった「市民」へ変わっていく一つのポイントとも考えられる。

子育て層のまちを見る視点と問題意識、そのパワーをうまくリンクさせ、まちづくりへの関与をスムーズにすれば、子育て層が市民意識を確立し、後のライフステージにおけるまちづくりの主要な担い手となることが期待できる。各ライフステージにおいて直面する事柄に柔軟に対応できる市民がいること、これが市民主体のまちづくりの実現に一步近づくとことだと考えられる。

街区公園の利用実態とこれから

紀田 和巳 Kazumi Kida

はじめに

明治6年の太政官布達以来、公園は道路などと同様に都市生活に必要な施設として整備されてきた。また、都市公園の中でも最も数の多い街区公園については、児童公園から名称を変更し、少子高齢化や公園ニーズの多様化等に対応して整備されてきた。

しかし、昨今の公園における犯罪の増加、公園に集まるホームレス問題、公園に捨てられるゴミ問題等の顕在化にともない、一部では「公園はいらない」「公園は迷惑施設」「公園は利用されていない」といった厳しい声も耳にする。

ここでは、平成13年の秋季に、政令指定都市の平均的な住宅地内にある、街区公園及び近隣公園を対象に行った利用実態の連続観察調査の結果をもとに、街区公園の今後の方向について探る。

なお、調査概要は以下の表の通りである。

調査期間	平成13年秋季（9月30日～11月5日）
調査日時	各地区それぞれ平日・休日の計2日間 6時～19時までの連続観察調査
調査対象地区	全国12政令指定都市及び東京都北区・世田谷区の14地区
調査対象公園	住宅地にある近隣公園と、その誘致圏内にある2～3の街区公園（合計：14近隣公園、40街区公園）
調査内容	利用者の属性、利用内容、利用時間、利用場所等を把握するための観察調査 公園利用者の意向等を把握するためのヒアリング調査

街区公園の利用実態

1) 利用者の属性

40 街区公園の秋季における利用者数の合計は平日 8,356 人、休日 6,978 人で、平均すると1公園あたり、平日 209 人、休日 174 人であった（平均開設面積は 2,709 m²）。

利用者の属性をみると、性別では男性がやや多いが大きな違いはなく、年代別では、高等学校の団体の集合場所となった公園があったが（平日の8時・9時台に1,000名程度の待ち合わせと、11時・12時台の1,000名程度の徒歩通過）、幅広い年代から利用されていた。

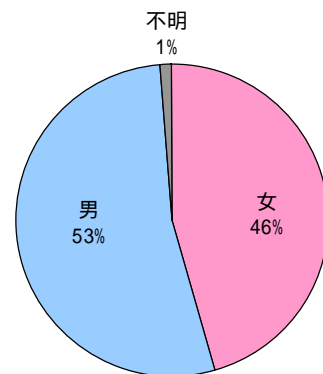


図 利用者の性別（観察調査）

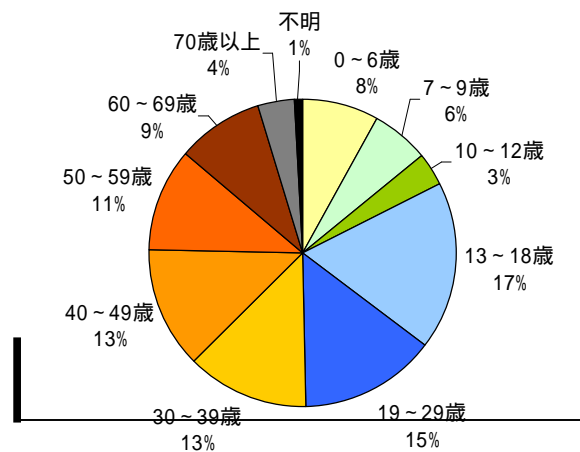


図 利用者の年齢（観察調査）

2) 利用内容

利用内容では、平日休日共に「徒歩通過」の利用が多かった。「徒歩通過」、「その他」の利用を除くと、「親子での遊び」、「友達との遊び」、「犬の散歩」、「休憩・会話」の利用が多く、それらが街区公園の主要な利用と言える。なお、「その他」の内訳としては、「待ち合わせ利用」や「トイレ利用」等であった。

平日は「徒歩通過」や「その他」が圧倒的に多いが、休日は「親子での遊び」や「友達との遊び」も多かった。

6時から19時までの1日の利用パターンをみると、

- 「犬の散歩」は朝方と夕方に多い
- 「親子での遊び」は午前中から夕方にかけてが多い
- 「保育園等団体での遊び」は昼前に集中する

「休憩・会話」は昼頃を中心に午前中から夕方まで利用が分散する

「友達との遊び」は夕方に集中する
 休日には「保育園等団体での遊び」はなくなり、「友達との遊び」は午前中にも発生する

といった一定のパターンがあることがわかった。

また、今回調査した多くの公園がこのようなパターンを示す一方で、大きく違う公園もあった。

近くの近隣公園にはない多目的グラウンドが整備されているため、「球技・競技等」の利用が多く、近隣公園と機能分担している例や、あまり遊具は設置せず、樹木や高齢者施設を整備し、「健康運動」や「休憩・会話」、「高齢者施設の利用」など、子どもよりも大人の利用の多い例、音楽ホールに隣接しているといった立地をいかし、公園の一部をそのホールへのプロ

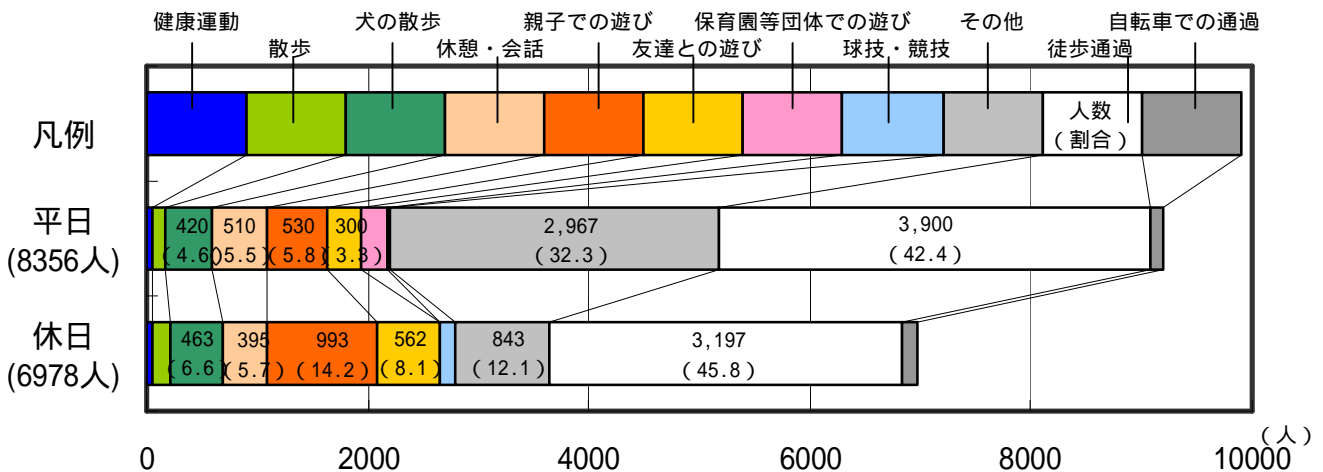


図 平日と休日の利用タイプごとの利用者数

ムナード空間として整備し、多くの「待ち合わせ利用」や「通過利用」を集めている例など、いくつかの利用に特化している公園もあり、いずれも多くの利用者を集めていた。

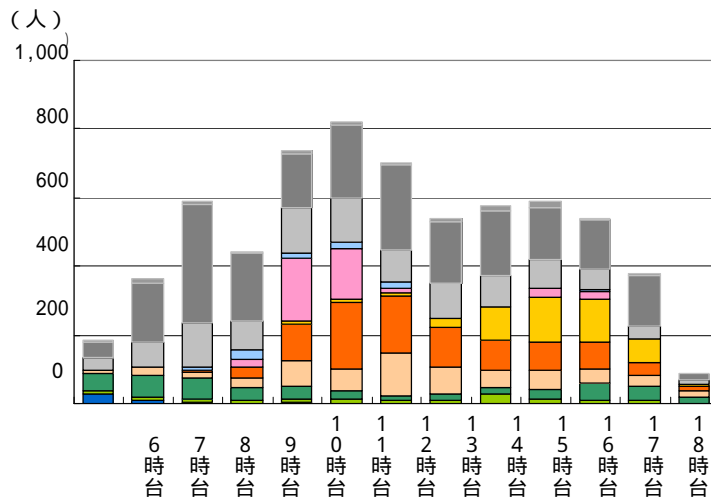


図 平日の各時間帯の利用タイプごとの利用者数（ただし、特化利用が多かった1公園は、一般的な利用パターンを見るためにここでは除いているので、39公園）

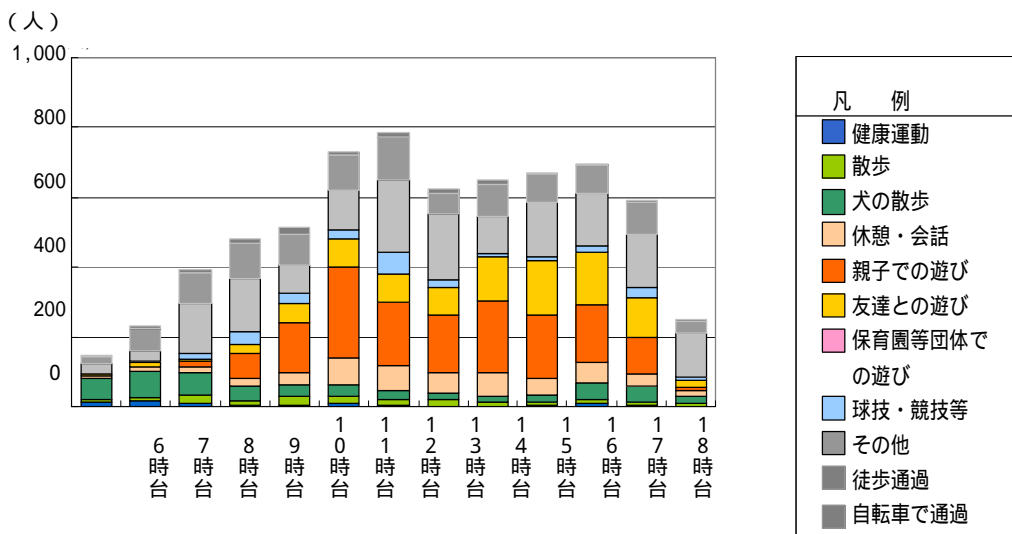


図 休日の各時間帯の利用タイプごとの利用者数（ただし、特化利用が多かった1公園は、一般的な利用パターンを見るためにここでは除いているので、39公園）

選択される街区公園

ヒアリング調査により、他によく行く公園の有無を聞いたところ、街区公園利用者では65%以上の方が、「他によく行く公園がある」と答えており、多くの利用者が特定の公園だけでなく、複数の公園を利用していることがわかった。また、複数の公園の選択基準としては、「利用目的の違い」「時間の有無」などが挙げられた。

表 他によく行く公園の有無（ヒアリング調査）

返答箇所数	近隣公園利用者		街区公園利用者		全体	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
1箇所	229	44.0	166	52.5	395	47.2
2箇所	46	8.8	44	13.9	90	10.8
返答無し	246	47.2	106	33.5	352	42.1
合計	521	100.0	316	100.0	837	100.0

このように複数の公園を選択している背景のひとつとして、生活圏の拡大が考えられる。来園手段及び来園のための所要時間のヒアリング調査の結果をみても、街区公園の利用者は、徒歩での来園や5分以内での来園が最も多いが、4人に1人以上が5分以上かけて来園しており、なかには自家用車で来園している人もいることから、街区公園の誘致圏域である250mよりも広い範囲から来園している人も少なくないと考えられる。

(注)各プロットは1公園を表し、縦線は、同一地区の街区公園を結び、横線は各地区の近隣公園を結んでいる。

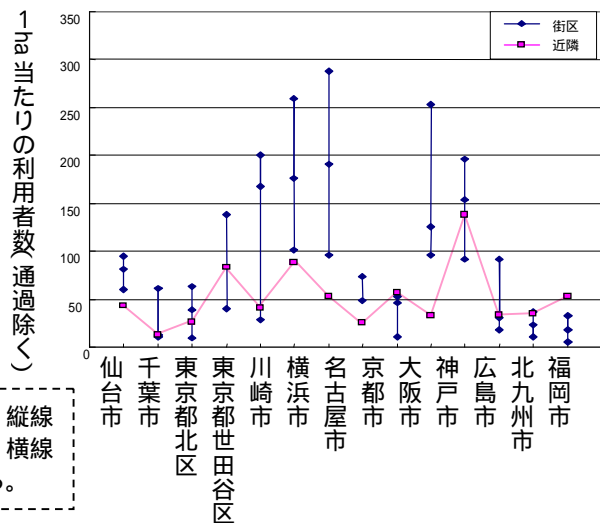


図 公園ごとの平日・休日合わせた1 haあたりの利用者数（通過利用除く）

表 利用者の交通手段（ヒアリング調査）

交通手段	街区公園		近隣公園		全体	
	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)
1.徒歩	254	80.4	348	66.8	602	71.9
2.自転車	38	12.0	84	16.1	122	14.6
3.自家用車	13	4.1	72	13.8	85	10.2
4.その他	11	3.5	17	3.3	28	3.3
合計	316	100.0	521	100.0	837	100.0

表 利用者の公園までの所要時間（ヒアリング調査）

所要時間	街区公園		近隣公園		全体	
	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)	件数	比率 (%)
1.5分以内	208	65.8	211	40.5	419	50.1
2.15分以内	55	17.4	170	32.6	225	26.9
3.15～30分	18	5.7	68	13.1	86	10.3
4.30分以上	18	5.7	33	6.3	51	6.1
5.無回答	17	5.4	39	7.5	56	6.7
合計	316	100	521	100	837	100.0

また、利用者が複数の選択肢の中から、選択して公園を利用している結果、同一地区内であっても1 haあたりの利用者数に大きな違いがあったり、また、ほとんど利用されていない公園もあった。

街区公園の利用実態調査の結果と今後の方向

今回の調査で、街区公園は幅広い年代から利用されており、その利用内容としては「親子での遊び」、「友達との遊び」、「犬の散歩」、「休憩・会話」が中心であることがわかった。

また、街区公園の1日には、一定の利用パターンがあることもわかったが、一方で、利用が特化している公園や、周辺の公園と機能分担している公園もあった。

さらに、生活圏の拡大や街区公園の一定の整備が進んでいることなどから、街区公園の利用者は、ひとつの公園だけを利用するのではなく、複数の選択肢の中からその時々ニーズに応じた公園を選択して利用していることがわかった。その結果、利用者に選択されずに利用者のほとんどいない公園も存在することもわかった。

この問題を解決するためには、これまでのような、「みんなのニーズ」に対応したシビルミニマム的な整備だけでなく、今以上に利用実態や周辺の公園との関係などを踏まえ、よりきめ細かな「地域のニーズ」に対応した公園整備が必要である。利用者が広い範囲の中から、複数の公園を使い回していることを考えると、周辺の公園との機能分担や、高齢者サロン型、犬の散歩仲間交流型、母子交流型、小学生低学年遊び型など、地域のニーズに合わせた特化型の公園整備も考えられる。

また、これからのストック活用時代の観点から考えると、新規整備だけでなく今ある公園の再整備がますます重要になってくる。特に今利用されていない公園に関しては再整備の必要

がある。今利用されていない公園であっても、周辺の公園にない他の機能を盛り込み、地域特性に合わせて独自の魅力付けを行うことによって、他の公園と機能分担し利用されるようになるものと考えられる。

そのためには、まず、利用実態調査により整備対象地区の公園の利用状況等を把握し、その地域のニーズや周辺との関係を把握した上で、整備の方針を検討し、整備する必要がある。

今回の調査は、一部の事例でしかないが、より多くの調査を行うことによって更に実態が明らかになることを期待する。

公園は一度つくったら終わりではない。地域や時代の要請に応じて何度も修正を繰り返し、そのプロセスを通じて、地域に馴染んでいくものである。

【参考文献】

社団法人 日本公園緑地協会(2001):「平成12年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

社団法人 日本公園緑地協会(2002):「平成13年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

高齢者からみた地域の身近な公園のあり方

春田 由貴子 Yukiko Haruta

はじめに

「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所平成14年1月推計)によれば、65歳以上の高齢者人口の割合は平成12(2000)年現在の17.4%から平成26(2014)年には25%台に達し、日本人口の4人に1人が65歳以上人口となる。

これまで我が国の高齢化は、地方の過疎地域で先行してきたが、高度経済成長期に大都市圏に集中した人口が高齢期にさしかかることから、今後大都市圏において急速に高齢化が進むことが予想される。コミュニティ意識が希薄な都市部や都市近郊のベッドタウンでは、急速な高齢化の進行の中で、高齢者の孤立が問題となっている。これからは、特に都市において高齢者と地域社会との関わりのあり方が問われることになる。

このような高齢社会において、高齢者からみた地域の身近な公園のあり方について、新たな方向を考えていく必要がある。公園は、自由時間における各種の活動や社会参加など、高齢者の生きがいづくりの場としての機能を果たしていくことが求められている。特に都市部、都市近郊では高齢者が生きがいをもって地域社会に参加していく仕組みづくりが必要であり、公園がコミュニティ活動の場として担う役割は大きい。

児童公園の意識がいまだに強い高齢者

平成13年度秋季に実施した(12政令指定都市及び東京都2区の近隣・街区公園計54公園を対象)公園利用実態の観察調査では、観察された全利用者に占める60歳以上(視認による推定)の高齢者の割合が15%であった。調査対象地区の60歳以上人口比率の平均が20%であることを考えると、この割合はそれほど大きいとはいえない。

また、平成12年度に実施した(仙台市、川崎市、神戸市、広島市の4都市)老人福祉センター・老人憩いの家などの高齢者施設の利用者を対象としたアンケート調査では、「公園にはほとんど行かない人」が4割以上とかなり多かった。その理由としては、「公園には自治会や老人会で年に何回か掃除には行くが、普段は行かない。」「孫が小さかった頃には、近くの公園だけではなくあちこちの公園に孫を連れて行ったが、今では孫が大きくなって公園には行かなくなった。」という意見がよく聞かれた。

公園を活動場所とするスポーツ活動をしていない高齢者には、「公園は子どものもので自分たちとは関係がない」という意識がみられる。孫が大きくなってしまうと、高齢者が街区公園に行く機会は減少する。このような高齢者にとって、街区公園はいまだに「児童公園」のイメージが強く、「子供が遊ぶ公園で大人が行く公園ではない」と認識されている。近くの街区公園は、自治会や老人会で年に数回清掃に行く程度か、近道をするためにただ通り抜けるだけで、自分たちが利用する公園という意識が薄い。

健康運動、スポーツでの活発な利用

アンケート調査や公園利用実態観察調査の結果から、高齢者の公園利用内容については、散歩やウォーキング、健康運動が大きな位置を占めていることがわかった。

平成13年度秋季公園利用実態観察調査では、高齢者自身がそれを公園利用と意識していない「徒歩通過」が数の上では最も多いが、次いで、「健康運動」（ジョギング・ウォーキングを含む）、「散歩」、「犬の散歩」、「休憩・会話」の順であった。利用類型に占める高齢者の割合で見ると、「健康運動」はその4割以上、「散歩」は3割以上が高齢者であり大きなウェイトを占めている。

健康運動は、散歩・ウォーキングとセットで見られることが多い。近隣公園では、周遊園路をウォーキングして、6時半からラジオ体操をするというのが、早朝の公園利用の典型的なパターンの1つになっている。周遊園路をウォーキングしながら、途中のベンチや柵を利用して、腹筋運動や腕立て伏せなどを行っている姿もよく見られた。

公園の健康器具は、園路沿いに分散して設置されたものはあまり利用されていない。一方で、健康器具が集約して設置されている場所では、非常によく利用され、そばに日陰とベンチがあることもあり、ラジオ体操後のひとときには、高齢者のサロンの利用状況がみられた。

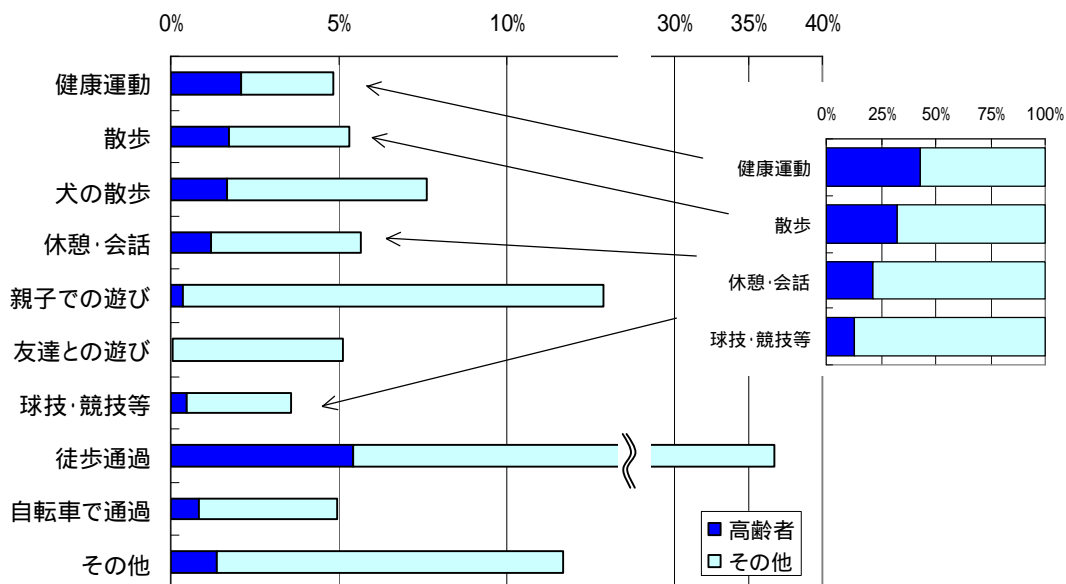


図 - 利用類型別公園利用者数に占める高齢者の比率・主な利用類型に占める高齢者の割合

平成 12 年度の高齢者施設の利用者を対象としてアンケート調査、及び、平成 13 年度に実施した、ゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツ活動に参加している高齢者を対象としたアンケート調査(札幌市・仙台市・川崎市・横浜市・京都市・神戸市・広島市・北九州市の 8 都市を対象)では、公園ですること(複数回答)については、「散歩」が最も多くなっている。公園でスポーツ活動をしている高齢者の回答が全体の半数以上を占めているため、次いで「ゲートボール・グラウンドゴルフ」が 4 割以上の回答であった。「ジョギング・ウォーキング」、「健康運動・体操」は合わせると 3 割近くの回答となり、観察調査の結果とも重なる。

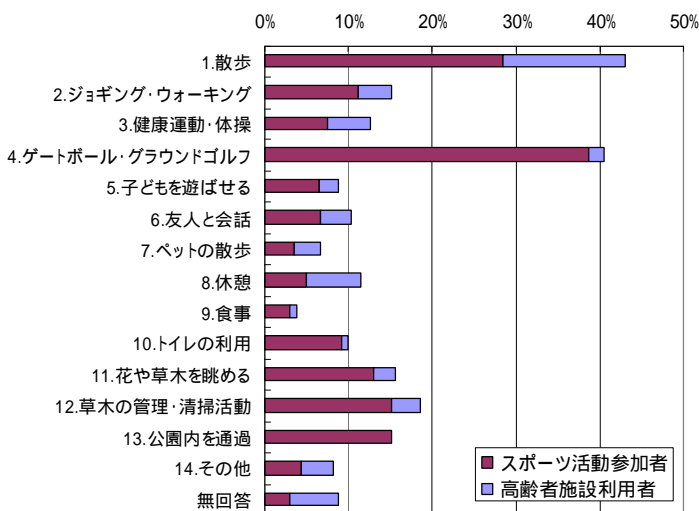


図 - 公園ですること

高齢者のスポーツ活動等団体へのアンケート調査では、活動場所について記入があったものを集計すると、公園は全体の 7 割を占めていた。団体で行っているスポーツ活動すべての活動場所を把握できたわけではないが、公園が屋外でのスポーツ活動の主要な活動場所として利用されている状況がわかる。

スポーツ活動に参加している高齢者については、スポーツ活動の場となっている公園はもちろん、それ以外の公園も比較的良好に利用されていた。公園の利用頻度については、最も多かったのは「週に数回行く」であった。スポーツ活動をする高齢者は、単にスポーツをするだけでなく、友人と集まり楽しむ場として公園を活発に利用し、また、公園清掃など地域での公園管理にも参加している。

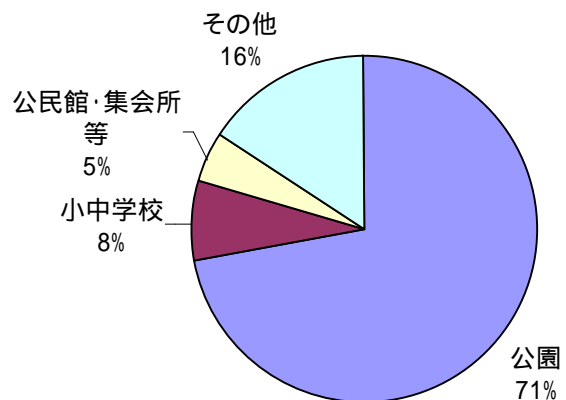


図 - 団体でのスポーツ活動の場所

公園に高齢者を引き込む機会づくり

平成12年度及び平成13年度アンケート調査において、利用する公園を選んだ理由の回答をみると、「家から近いから」が最も多く、自宅からおおむね1km以内の公園が利用されていることとも合わせて、家から近く歩いて行ける身近な公園の重要性が示されている。スポーツ活動で公園を利用する高齢者では、公園を選んだ理由として「友人に会えるから」が多くあげられており、公園はスポーツを通じた高齢者の交流の場となっている。観察調査でも、近隣公園で公園外周囲路を顔なじみのグループでウォーキングする姿や、ラジオ体操の後にしばらくベンチで歓談する様子が見られた。また、日中も、ベンチなどでおしゃべりをする高齢者の姿は多くみられ、囲碁などを楽しむ姿もみられた。公園は高齢者のサロンの空間としても利用されている。

公園は費用がかからずスポーツができて、友人にも会える場所である。緑が多く、広くてきれいな公園は、散歩にも安全で気持ちのよい場所として高齢者に利用されている。公園は、都市の中でだれにも開かれた場所である。そこに行けば、だれかに会えるというような、ちょっとした仕掛けがあれば、公園はコミュニティの中心として今よりもっと豊かな空間となる可能性をもっている。例えば、公園でのラジオ体操は、6時半にそこに行けばだれでも気軽に参加でき、気が向けばそこで顔見知りとおしゃべりするのもよいというような、ゆるやかな参加の場所といえる。公園では、このような出入り自由のゆるやかな参加の仕掛けをつくってい

くことが重要である。また、公園を自然発生的なサロン空間となりうる場所にしておくことも必要である。



多世代が集えるコミュニティ公園を

地域での交流の場として、公園の果たす役割は大きい。

老人クラブ等の高齢者スポーツ等活動団体へのアンケート調査では、スポーツ活動以外での公園利用については、「清掃活動」の回答が6割以上、「盆踊りなど地域の祭り等イベント」、「花見、親睦会等レクリエーション」がそれぞれ約3割の回答であった。

また、高齢者施設利用者へのアンケートで「一番好きな公園」とその理由を聞いた際に、街区公園では、「近い」「昔からよく行っているので、親しみがある」「よく孫を連れて行った」など、気軽に行けることや、記憶と結びついた親しみやすさが好きな理由として多くあげられた。さらに、「町内の祭りや盆踊りをやっている」など公園を地域の中心的な場所としてとらえている意見もみられた。好きな公園の理由として、「いろいろなイベントをしているから」という意見もあり、コミュニケーションの場としての公園への期待もうかがうことができる。「公園は自分には関係ない」と言う高齢者も、なんらかの機会さえあれば、公園の利用者となる可能性は十分にある。

スポーツ活動に参加している高齢者へのアンケートでは、近くにどのような公園があればよいと思うかについて、「ゲートボールなどいつでもできる公園」(50.0%)に次いで、「集会所など仲間と集まることができる場所がある公園」(30.5%)という回答が多かった。ゲートボール場整備など高齢者のための公園整備への要望もあったが、高齢者以外の多くの世代

が利用できる公園をのぞむ意見もみられた。現状の団体での公園利用でも、土日祝日、平日の午後などは子どもたちの利用のために、団体利用はしない申し合わせをしているなど、公園を上手に多くの世代で利用しようという意向がうかがわれる。

幼い頃は親に連れられ公園で遊び、小中学生では仲間遊び、子育て世代に再び子どもと公園デビュー、次は孫をつれて公園で遊ばせ、孫が大きくなると年数回の清掃以外は公園に行かなくなる。このような公園を利用する時期と疎遠になる時期を交互に繰り返す公園利用のライフサイクルがある。(人によっては、野球やグラウンドゴルフなどのスポーツで青年・壮年・高齢期を通じて公園をコンスタントに利用する人もいるかもしれないが。)それぞれの時期の利用に応じつつ、それぞれの利用が共存できる公園のあり方を考え、地域の身近な公園を多世代が利用し、交流できるコミュニティ公園にしていくことが求められる。

パークシッターとしての高齢者への期待

地域の身近な公園は、「みんなの庭」のようなものである。遊ぶため、スポーツや運動をするため、散歩のため、近道のため、子どもからお年寄りまで色々な人が集まってくる。都市の中で、そのような場所は公園のほかにはない。自由に人が集まり、ウォーキングや犬の散歩での顔なじみや子育て中の母親のサロンの空間にもなっている。高齢者にとって、コミュニケーションの場として公園を利用しやすくする

ことは重要なことである。

さらに一歩進めて、自分たちの庭 (= 公園) を自分たちで管理するという意味で、高齢者に期待される役割は大きい。現状でも、自治会や老人クラブ、スポーツサークルなどを通じて公園清掃は高齢者が担っているといってもよい状況がある。公園を通じた社会参加として、花の手入れなどへの関心も比較的高い。また、公園は自分とは関係ないという高齢者も、通りすがりに公園の様子をよく見ている。公園利用のマナーの悪さ、特に犬の散歩時にフンの始末をしない、家庭ゴミを公園に捨てているなどの指摘は多かった。スポーツ活動で公園を利用している高齢者も、自分たちの利用の便宜だけでなく、子どもたちの利用などにも目配りをしている。

高齢者は、公園利用者全体を見渡して、地域の公園の「パークシッター」として公園の管理運営を担っていくことができるのではないかと。公園清掃から一歩踏み出した高齢者の社会参加の場として公園を活用し、公園からのコミュニティづくりに広げていくことは、コミュニティ意識が希薄な中で、これから急速に高齢化が進む都市部や都市近郊では特に求められる方向である。

【参考文献】

社団法人 日本公園緑地協会(2001):「平成 12 年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

社団法人 日本公園緑地協会(2002):「平成 13 年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

住民意識の中の公園像

水上 貴之 Takashi Mizukami

はじめに

価値観の多様化、社会の変化を受けて、公園についてもニーズの多様化が叫ばれて久しい。

従来の公園を越えた新しい公園像が模索され様々な新しい公園が整備されてきているが、その一方で利用者である住民にとっての公園像はどのようになっているか、また、これらが意味する公園の今後のあり方について述べるものとする。

各種調査における「好きな公園」像

(1) 有識者の「好きな公園」

平成3年度に各界の有識者307名に対しアンケート調査を行い、好きな公園の名前を聞いたところ、様々な公園があげられた。

この中には、日本の各都市を代表するような規模の大きい公園が含まれると同時に、海外の公園が多くあげられたのが特徴である。

(2) 大都市住民の「好きな公園」

平成8年度に行った政令指定都市と東京特別区の市民を対象としたアンケートにおいて、各都市のもっとも好きな公園名を尋ねた結果、次のような特徴が見受けられた。

まず第1に、公園種別に明確な傾向が見受けられない点があげられる。対象が「規模の大きい公園」であるが、特に規模が大きい公園が選ばれているということでもなく、広域

公園から総合公園、特殊公園と多様となっている。また、都市公園以外の公園についても記述されており、一般的には「公園」の区分が十分理解されているとは言い難い状況にあることが伺える。

次に、公園の立地状況であるが、これについても都心部に立地するものと郊外に立地するものいずれもがあげられており、特に傾向に差は見られない。

ただし、都心部に位置する公園の場合は、大通公園や城址公園など、広さや施設といった公園としての機能というよりむしろ都市のシンボルとなるような公園が多く選ばれているのに対し、郊外型では運動公園より森林公園などの大規模な緑の拠点となるような公園が選ばれる傾向にある。

(3) 公園利用者の「好きな公園」

平成12年度に行った大都市の6地区(千葉市、東京都北区、東京都世田谷区、名古屋市、大阪市、福岡市)の近隣公園及び街区公園の利用者(子連れ層が中心)に対するアンケート調査で、好きな公園の名前を尋ねてみたところ、132件の回答が得られた。

調査を行った各地区であげられた「好きな公園」のうち、調査を行った公園を除く主なものは次の通りである。

千葉市(調査公園:千城台公園)

青葉の森、昭和の森 等

東京都北区(調査公園:清水坂公園)

昭和記念公園、水元公園 等

東京都世田谷区(調査公園:希望丘公園)

砧公園、野川公園 等

名古屋市（調査公園：道徳公園）

戸田川緑地、天白公園 等

大阪市（調査公園：浦江公園）

大阪城公園、服部緑地 等

福岡市（調査公園：小田部中央公園）

今津運動公園、大濠公園 等

いずれの都市においても、それぞれを代表するような大規模な公園を中心に名前があがっているが、同じ大規模な公園でも、郊外の緑の中に位置する大規模な公園、市街地の中に位置する大規模な公園、都市にとってランドマークやアイデンティティとなるような史跡などを有する大規模な公園、動物園など特別な施設を有する公園などに分けることができる。

このため、これらの公園を、「調査公園」（調査を行った公園、近隣公園もしくは街区公園）、「身近公園」（調査公園以外の近隣公園と街区公園）と、それ以上の規模を持つ「大規模公園」、史跡や動物園などが多くの面積を占める「特殊公園」、公園以外の施設や不明なものを含む「その他」に区分し、「大規模公園」を立地によって「市街地」と「郊外」にさらに区分すると次のようになった。

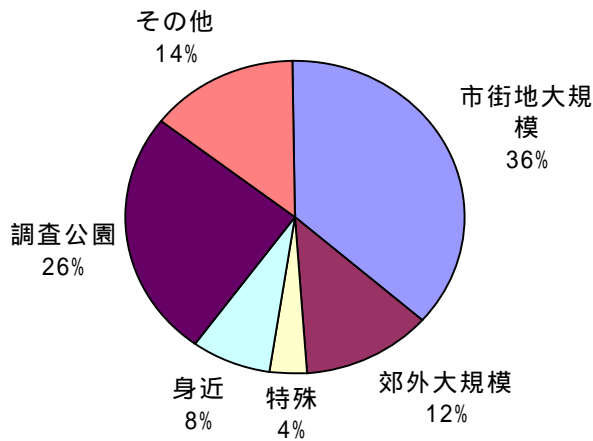


図 - 好きな公園の種類

これらのなかでは、市街地内の大規模な公園がもっとも多くあげられており、郊外にあるものとあわせると約半数が大規模な公園をあげていた。

一方、2番目に多かった公園は調査公園であり、全体の約1/4を占めていた。

この調査公園に該当する公園は身近公園であり、公園全体から見ればそれほど大きな公園でも特に目立つような施設がある公園でもないが、やはり利用者としては「好きな公園」だから利用している、という面があるものと思われる。

各種調査における「欲しい公園」像

(1) 有識者の「欲しい公園」

先に述べた平成3年度のアンケート調査において、有識者307名に対し「これからの日本に欲しい公園」を尋ねた結果、「樹木や緑が主体となった公園」が圧倒的に多数を占めていた。これについても先の調査同様、欧米のような都市の中の静的な緑地空間としての公園イメージが強く意識されているものと思われる。

また、このような緑や自然への志向は、環境重視の時代となった現在ますます強まっていることが推察される。

表 - 有識者の公園のイメージ

項目	数量	割合
樹木や緑が主体となった公園	35	41%
自然と親しめ、自然を学ぶことができる公園	6	8%
広々としたオープンスペースのある公園	7	9%
美しい自然の景観がある公園	2	3%
テーマや個性のある公園	2	3%
楽しい公園	2	3%
都心にある快適な公園	5	6%
身近な場所にある公園	6	8%
運動やスポーツのできる公園	3	4%
多目的広場のある公園	1	1%
文化的な施設のある公園	6	8%
安全な公園	3	4%
冬も利用できる公園	1	1%
レインジャーの公園	1	1%
合計	80	100%

特に多くあげられている項目は、「芝生・のんびり・広い」「緑豊か」「花壇・美しい」であり、次に多い項目は「自然・生き物」「防災」「高齢者・障害者の利用」となった。これらのキーワードが公園に多く求められている内容と考えることができる。

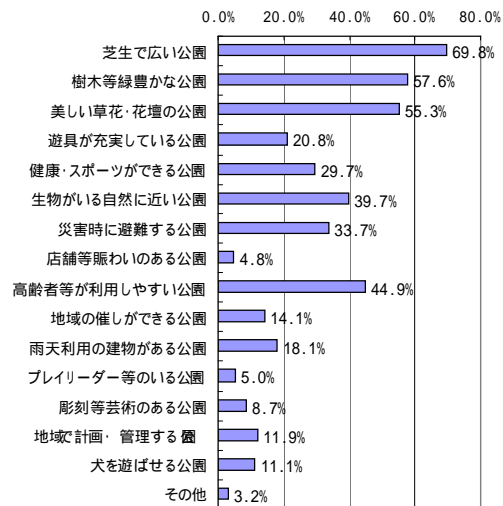


図 - あると良い身近な公園のイメージ

(2) 大都市住民の「欲しい公園」

また、先に述べた平成8年度の大都市住民に対するアンケートにおいて、身近な公園と大規模な公園についてそれぞれ「欲しい公園」のイメージを尋ねた結果は次の通りであった。

この結果をみると、身近な公園、規模の大きい公園ともに、回答が50%を越える回答群と30%を越える回答群の2つの多い回答グループが得られた。これらの欲しい公園のイメージは、以下の表のようにまとめられる。

これをみると、欲しい公園像として、身近な公園と規模の大きい公園でほとんど違いがなく、「公園」に対して求めているイメージは共通であった。

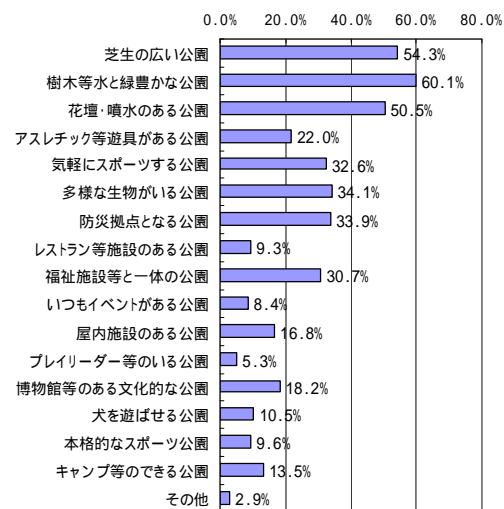


図 - これから欲しい規模の大きい公園のイメージ

「好きな公園」「欲しい公園」のイメージ

これまでにみてきた好きな公園のイメージを総括すると次のようになる。

好きな公園のイメージは公園の位置づけや規模に関係なく「広い」「緑が多い」「草花・花壇などがきれい」である。

「好きな公園」といわれると、日常利用する身近な公園か休日利用する規模の大きい公園かに関係なく上記の良好で美しい緑の拠点というイメージが好まれている。

好きな公園には欧米の公園イメージが強く嗜好されている。

有識者アンケート結果に特にあらわれているように、「好きな公園」として、欧米の代表的な公園のような、都市の緑の憩い空間としての公園イメージが強い。

好きな公園の理由は「広い」がもっとも多い。

好きな公園の理由を聞くと、「広い」がもっとも多くなっており、公園のオープンスペースとしての空間的特性がもっともよく好まれていることが伺える。

ただし、この「広い」については必ずしも大規模ではなく、近隣公園クラスであっても「広い」と認識されていることがある。市街地の中にある大規模な公園が好きな公園として意識される傾向にある。

「広い」公園が好まれていることを受けて、好きな公園としては大規模な公園が多くあげられた。中でも、市街地にある大規模な公園がもっとも多くなっており、「市街地でのシンボル性」や「市街地の貴重な

緑のスペースとしての役割」がより強く意識されていることが推察される。この点は、市街地の中にある大規模な公園の好きな理由として、「緑」や「水」といった環境的な要素をあげる割合が高くなる点からも伺える。

自分が利用している公園が好きな公園として意識されている。

「広い」公園が好まれる一方で、調査を行った「現在利用している公園」を「好きな公園」としてあげたものも多かった。

これは、近隣公園クラスであっても「広い」と認識されている面があることと、現在利用されている公園が、「好き」だからこそ利用されているといった面があるためと思われる。

しかし、郊外にある大規模な公園を越えて好かれていることからみても、身近公園が利用され愛着をもたれることで、より広くて多様な施設を有する大規模な公園にも負けないような、「好きな公園」になるということを示しているものと思われる。

「好きな公園」の意味

これまでにみてきた「好きな公園」のイメージは、各調査に共通しており、どちらかと言えば欧米の公園イメージに近いものであり、子どものための遊具やグラウンドなど多様なニーズに応えるための様々な施設を盛り込んだ現在の日本の都市公園とはやや異なるものであった。

しかし、公園利用者に対するアンケート結果をみてもわかるように、日本の都市公園が好かれていないのかというのではなく、むしろ一番好きな公園にあげられるなど、非常に好感を持って利用されている状況にある。つまり、一口に「好きな公園」といっても、イメージとして思い描く「好きな公園」と実際に利用している「好きな公園」の2つの公園があることになる。

わが国の公園整備は、欧米諸国の公園整備水準を目指して進められてきたが、そこでは欧米でいうところの「プレイロット」まで含めた概念の利用施設として整備されてきた。これは、わが国の都市基盤の蓄積が少なく、高度成長期における児童の交通事故防止の観点からの児童公園整備の推進など、都市生活上や安全確保上必要不可欠な施設として整備されてきたことにもつながっていると考えられる。

つまり、わが国の都市公園はこれまで「生活必需品としての公園」であり、日常的に利用する「ケ」の空間としての性格を強く持っていると考えられる。

一方、欧米の代表的な公園イメージに通じる公園は、このような「生活必需品」ではなく、むしろ「嗜好品」であり、もちろん日常生活の憩いの場であり各種催し等も行われる空間であるが、それよりも都市の景観形成やイメージの向上に寄与する空間としての役割が色濃くなっている。

「好きな公園」とはつまるところ「嗜好品」の公園のことであり、現実の必要性とは少し離れた所にある公園である。そして、こうした公園像は、これまでの調査にあるように属

性等に関係なく普遍的なものである。

公園整備の推進により一定の目標をクリアしつつあり、また地球環境時代を迎えこれまでの機能・効率一辺倒からの脱却が求められている現在、これまでの「生活必需品としての公園」＝「必要な公園」づくりだけではなく、「嗜好品としての公園」＝「好きな公園」の充実を図ることがより一層求められていると考えられる。

「好きな公園」からみた新しい公園づくり

「好きな公園」のイメージは前述の通りであるが、これからの公園づくりにおいては、単なる欧米の公園づくりの模倣ではなく、日本型の新しい公園文化を生み出すような公園づくりを目指す必要があると考えられる。

ここでは、このような新しい公園づくりに向けた手がかりをいくつか述べてみたい。

欧米型公園文化と日本型空き地文化の融合

前述の通り、欧米における公園は、都市住民の憩いの施設であるとともに、都市における中心的施設として、記念行事やイベントの場となるとともに、その豊かな緑の空間そのものが都市の風格を表し、都市のイメージを代表する空間でありかつ都市文化の創出の場でもある。

一方、わが国においては、市民の自由な活動の場となり文化を生み出してきた空間は、道路のほか、河原や日除け地などの自由利用可能な「空き地」であった。この「空き地」

空間は、当時最下層に位置付けられた人々も含めて様々な階層の人々を受け入れ、タブーが許されるカオスの地として、その自由な空間でのエネルギッシュな活動から様々な文化を生み出してきた。

現在のわが国の都市公園は、24時間開放された自由使用できる空間という現在では貴重な「空き地」文化を継承する基本的性格を有しているものの、都市公園法を始めとする各種規制によって縛られており、新しい文化を生み出すようなエネルギッシュな活動を抑制している状態にある。また、これまでに述べてきたように「生活必需品」としての公園が一定整備充足されることにより、人々の関心は「嗜好品」としての公園＝「好きな公園」へと移りつつあり、子どものためではなく都市住民のための豊かな空間づくりが求められてきていると考えられる。

従って、今後の公園づくりにおいては、緑豊かな空間づくりを基調としつつ、日本型の「空き地」の持っていたエネルギッシュな自由空間を導入し、新しい日本型の公園文化を創出するような公園づくりが望まれる。

都市を代表する国際的な公園づくり

有識者アンケート結果にあるように、欧米の代表的な都市には、その都市を代表するような公園を有しており、都市の豊かさを象徴するとともに国際的な知名度を誇っているものが多い。

一方、わが国においては、城跡公園や大通り公園などを有する一部の都市を除いて、都市のイメージを形成するような象徴的な公園を有する都市はごく少数であり、国際的な知

名度となるとほとんどないのが現状である。従って、これからの公園づくりにおいては、環境時代を背景に、都市を代表し国際的な知名度を有するような公園づくりを目指すことが望まれる。

【参考文献】

社団法人 日本公園緑地協会(1992):「平成3年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

社団法人 日本公園緑地協会(1997):「平成8年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

社団法人 日本公園緑地協会(2001):「平成12年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

社団法人 日本公園緑地協会(2002):「平成13年度大都市都市公園機能共同調査報告書」

美しい緑のまちづくりの推進について

糸谷 正俊 Masatoshi Itotani

美しい緑のまちづくりを進めるために

都市内の緑地は、常々開発等の改変の波にさらされており、いつの間にかマンションに変わったり、管理が不十分のため林地が荒れはててゴミ捨て場ようになってしまうなどの問題事例に事欠かない。こうした事態を避けるため、貴重な樹林地等を機動的に保全・整備できる事業として緑地保全統合補助事業が計画されている。また都市緑地保全法が改正される予定とも聞く。これは地方公共団体等が、緑地保全地区内の土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度等を創設するもので、緑のまちづくり手法がより充実することになる。さらに都市計画法の地域地区制度のひとつである風致地区についても、市町村への権限委譲や、色彩変更の規制、残存緑地率規定の導入などの改正の準備が進められている。

このように都市の緑化施策がきめ細かく多岐にわたって改善・整備されていくことは、市町村が都市緑地保全法第2条の2にうたわれた緑の基本計画を策定し、この実現に向けて緑のまちづくりを推進していくためにまことに喜ばしいと評価されよう。また、日頃都市の緑化や公園整備など造園関係の計画・設計業務に係わっている我が業界にとってもこれらの制度改正等は、さまざまなコンサルテーションを行い、技術者として緑のまちづくりに係わっていく上で、大きな力となるものであろう。

さて平成10年3月に策定された新しい全国総合開発計画では、「美しい国土、庭園の島（ガーデン・アイランズ）」を、我が国の目標するアイデンティティーと位置づけた。これ

までの「豊かさ」「活力」に加えて「美しい」というキーワードが、国の将来像に初めて冠されたということで、計画策定当時大変評判になった。自然美を守り、公園緑地づくりや都市開発などの人工美の創造に係わりの深い我が業界は、意を強くすると共に一方で、責任の重さをひしひしと感じているところである。

こうした中で、(社)ランドスケープコンサルタンツ協会を中心に「美しい緑のまちづくり」という書籍の出版準備がすすんでいる(注)。これは、緑の基本計画をはじめとする様々な緑のまちづくりの計画策定技術や、計画実現のための施策提案等を、コンサルタントの立場から紹介するものであり、計画担当者や専門技術者に限らず、一般市民の方々にもお読みいただけるよう工夫しており、早ければ5月にも書店に出るのではないかと思う。

ともあれ、美しい緑のまちづくりを実現するためには、業界として取り組むべき課題も多く、特に研究分野での新しい技術開発、制度面での政策研究と情報発信は、日々の地道な取り組みの成果によるのであり、こうした業界あげての努力と創意工夫により、美しくそして緑豊かな国土の創生に貢献したいと願っているところである。

(注)「美しい緑のまちづくり」は2001年6月に(財)経済調査会から刊行されている。

日本は美しい国か

美とは、人間にとって、真や善とともにあ

こがれてやまぬ価値の1つであるという。また、美しい、とは、人間の感覚を通じて内的な心地よさを生じさせること、と哲学では規定するらしい。が、果たして今の我が国は、美しい緑の国と言えるかどうか、また言えないとすればせめてそのポテンシャルはあるかどうか。このことについて少し考えてみたい。

国土の70%は山林、15%は農地であるから、日本はまちがいなく緑の豊かな国である。しかし山の林地は美しい天然林がほとんどなく、手入れの行き届かない荒廃した人工林や二次林が多いのが実態である。農地も中山間地では棚田等の美田の維持が困難になり、放棄水田や放棄果樹園も増えている。平地の農地もいたるところに資材置き場、倉庫、看板、沿道サービス施設などが立地して、美しい田園景観を見せる場所は少ない。美しい緑の国土とは、現状ではとても言えないと思う。

また都市部については、国土面積の4%弱でしかないDID地区（人口集中地区）に全人口の9割以上が住んでいるわけだが、この高密度な都市空間には緑は著しく少なく、また都市景観としても決して良好といえない実情にある。

明治以降我が国では、欧米先進諸国に追いつけ追い越せと産業基盤を中心に国土整備を進め、生活環境整備はやや後回しになった。そこに近年不況が押し寄せたので、世の中は、ますます美しさの希求から遠ざかる傾向にあるのではなかろうか。やはり現状では、ヨーロッパ等の大都市の緑の美しさに比べ、日本の都市空間は緑が貧しいと言わざるを得ない。

周知の通り国では、緑の政策大綱（平成6

年9月策定）の基本目標を「21世紀初頭までに欧米諸国並みの緑の質と量を確保」することに置き、高木本数、公的な緑の空間量、市街地内緑地をそれぞれ3倍にするための諸施策等を矢継ぎ早に実施している。

建設コンサルタントとして都市環境問題等に関与することの多い我々には、上記した都市緑化の新規施策や改善された制度等を駆使して、緑の基本計画の策定や、基本計画実現のための実施計画づくり、推進プログラムづくり等に寄与することが求められている。緑の政策大綱のキャッチフレーズ「21世紀『緑の文化』形成を目指して」を念頭に、一步一步、心して着実に緑のコンサルテーションを行い、このことを通じて美しい緑のまちづくりの実現に務めたい。



図 - 京都市内鴨川の美しい緑の風景

仮設の風景の美しさと貧しさ （日本と台湾の比較）

日本の風景を損なっているもののひとつに、仮の土地利用だから多少問題があっても良いのではないか、という仮設や暫定利用に対す

る考え方があるように思う。たとえば、建設資材置き場、産業廃棄物の処分施設、採石・採土場などは、やがては恒久的な土地利用になるのだから、当面の間見苦しくともやむを得ない。というより、仮の利用に対して（緑化や景観対策等に）金をかけるよりも、はやく終わってしっかりした跡利用をする際に資金投入させる方がよい、という経済的合理性が見て取れる。採石場、採土場などは事業終了時にならないと緑化できないのであるから、当面は裸地景観でも仕方ないという割り切りである。しかしこのことが、半永久に悪景観の採石・採土を続けさせることにもつながっている（事業が終わると緑化義務が生じるため採取事業をいつまでも終了できない。ひどい場合は採取終了時に、会社を倒産させて緑化義務を免れ、そしていつまでも採取跡地の裸地だけが残る。廃棄物処分場の場合もこんな事例が多いようである）。

さて仮設の利用で思い出すのは地震後の台湾の風景である。1999年9月の台湾中部地震後、私は被災地を二回訪れ、いくつかの仮設住宅地を見学した。ちょうど阪神・淡路大震災後、神戸などの仮設住宅の一人暮らし老人の孤独死などがニュースとなったこともあって、台湾でも仮設住宅の密集したあまり美しくない長屋的な風景を想像していたのだが、いささか違っていた。たしかにひとつひとつの建物は小さく、神戸から持ち込んだ中古のプレハブもあって、居室環境は日本とそんなに変わらない。ただ住宅建物の周辺には住民が手入れする花壇や畑があり、小公園があり、保育所があり、診療所があり、コンビニエンス・ストアがあり、仮設住宅地にもかかわらずニュータウンのように生活便益施設が整

えられていた。これは、被災者の仮の住まいだからこそ、暖かさ・心遣いが必要であり、また住まいが仮であっても、毎日の暮らしに仮はないのだという、台湾側の復旧・復興の考え方に基づいている。わずか二年で撤去するものに、逆に二年間だけだからこそ、お金をかけてさまざまな配慮が行われていることに深く感銘した次第である。

仮と言いながら実は結構長期間にわたって風景を損なう仮設利用にこそ、台湾的に考えればキチンとした景観対策、緑化等の環境対策を行うことができれば、当然恒久的利用はもっと美しい緑の風景となるはずだ、というわけである。仮設の風景については、市街化調整区域などの土地利用や景観形成の面でもっと考慮されて良い事項と思う。



図 - 台湾、南投県大愛一村（仮設住宅）

川端康成の「美しい日本の私」

日本の風景は、移ろいゆく仮の姿であるからこそ、はかなく美しい、とは古来我が国の歌人達がテーマとしてきた美意識であった。川端康成はノーベル文学賞の受賞記念式典で「美しい日本の私」と題して講演したが、その中で美しい日本と、日本の心を世界に披露しようとした。そこで引用した詩歌が道元禅師の「春は花夏ほととぎす秋は月 冬雪さえて冷(すず)しかりけり」であり、明恵上人の「雲を出でて我にともなう冬の月 風や身にしむ雪や冷たき」であった。自然を友に生きる日本の心が見えてくる歌である。ついで良寛の辞世の歌「形見とて何か残さん春は花山ほととぎす秋はもみぢ葉」をあげ、自分には形見に残すものは何も持たぬし、何も残せるとは思わぬが、自分の死後も自然はなお美しい、これがただ自分のこの世に残す形見になってくれるだろう、と説明した。

このように美しい日本は、自然とともに生き、自然を友として暮らす、現代的に言うと自然と共生する中に在るのだと、川端は1968年にすでに世界に発信していたのである。川端が今も生きていたとすれば、2001年の日本の風景には決して満足しなかったらと思う。美しい緑のまちづくりとは、まさしく良寛が歌った環境を、国内に世界に広げることには他ならない。

さて川端は、「美しい日本の私」の中で造園の美、技にもふれている。少し引用すると「
- - - 日本の庭園もまた大きい自然を象徴する
- - -」

るのにくらべて、日本の庭園はたいてい不均整に造られますが、不均整は均整よりも、多くのもの、広いものを象徴出来るからでありませう。勿論その不均整は、日本人の繊細微妙な感性によって釣り合ひが保たれての上であります。日本の造園ほど複雑、多趣、綿密、したがってむづかしい造園法はありません。「枯山水」といふ、岩や石を組み合わせるだけの法は、その「石組み」によって、そこにはない山や川、または大海の波の打ち寄せるさままでを現はします。 - - -」

造園の素養、技術を活かして、美しい日本と世界の創造に邁進しなさいと言う、川端の叱咤激励が聞こえるのは私だけであろうか。

「つくる」より「まもる」ことを大切にするイタリアのまちづくり

美しい国づくり、まちづくりというと、一般にドイツ、フランス、イギリスなどの美しい村づくり運動などをイメージすることが多いかもしれないが、最近違う路線のイタリアのまちづくりを勉強する機会があったので、最後に少し、ふれておきたい。

大阪芸術大学文芸学部教授、武谷なおみ氏には、昨年、ランドスケープコンサルタンツ協会関西支部主催のフォーラムで「記憶の風景」と題して記念講演をしていただき、また、同主旨の小論を協会広報誌に書いていただいた(注)。その中で我々が学んだのは、「わが町」に無関心な日本で、町になじんだランドスケープが本当にできるのか?という問いかけであり、「つくる」より「まもる」ことを大

切にするイタリアのまちづくりの意味であった。

氏によれば、イタリアでは「わが町こそ地球の中心」と誇る意識が、老若男女を問わずすべての土地に充満しているそうである。だから「あなたの町を案内してほしい」と遠来の客に頼まれたとき、イタリアの人々がどんなに嬉しそうに眼を輝かせて、町の歴史や、公園や、その土地ゆかりの芸術家の名前をあげて語るかは、筆に尽くしがたい、といわれる。「この通りの、この地点から見た家並みが、街中でいちばん美しいと私は思っているんだよ」と言いながら、車の行き交う大通りの真ん中に立たされてシチリア島のおじさんから説明を受けた話や、パレルモの町で、第2次世界大戦の空爆で屋根に穴のあいた雨ざらしの貴族の館を、取り壊さずに、時の流れゆくにまかせていることの意義を語る若者の話などを聞くと、町の記憶を持った風景を創り変えるなどとんでもない、というイタリア人の声が聞こえてきそうである。

氏は、次のようなメッセージで、講演や小論を締めくくられた。

『「まもる」側面を、私たちはこれまであまりにもおろそかにしてきたのではないだろうか。イタリアの町を魅力的と見なすなら、彼らがどれだけの時間をかけ、どれだけの不自由をしのいで生活してきたかを、私たちは学ばなければならない。「つくる」ことによる環境の激変が、住民に圧迫感をあたえ、子供やお年寄りに対する心理的影響が懸念されるといふ彼らの思想も、考慮すべきことのように思われる。

街づくりにおいて一日の長があるイタリアでは、ポローニャ市が1970年代から「保存は

革命である」というスローガンを掲げて動いている。このスローガンが単なる「保存」ではなく「修復再生」の意味をこめているのは、言わずもがなのことである。』

都市の緑地を機動的に「まもる」「修復する」都市緑地保全法の改正は、あるいは革命的な都市計画制度であるといえるのかもしれない。しっかりとその運用・活用の方向を見定めるとともに、積極的に展開を図っていきたい。

(注)ランドスケープコンサルタンツ協会のホームページ <http://www.cla.or.jp>

【出典】

「建設関連業月報」2001 April Vol.21 No.237 に一部加筆

バリアフリーのまちづくりに向けて

松田 麻里 Mari Matsuda

背景

我が国では、少子・高齢化が急速に進展し、また、都市化の進展に伴う市民意識の変化や近隣関係の希薄化など、家族や地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきた。

高齢化の進展に伴う高齢者の増加は、これまでの高齢者像に変化をもたらし、また障害者の自立志向の高まりにつれて、これまで以上に高齢者、障害者の自立した生活や多様な社会参加の機会が増大してきた。

そこで、日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受けるものが円滑に利用できる建築物の建築促進のための措置を講ずることで建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定されたほか、各都道府県において「福祉のまちづくり条例」が策定されるなど、高齢者・身体障害者の円滑な町・地域の移動に向けた取り組みはこれまでも積極的に進められてきた。また、2000年4月の介護保険事業導入に伴い、高齢者等の地域での生活を支援するために、公共建築物をはじめ地域全体のバリアフリー化の推進は一層強く求められることとなった。

こうしたなか、2000年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が公布され、同年11月から施行された。この法律により、高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦などの公共交通を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、鉄道

駅等の旅客施設を中心とした一定の地区（重点整備地区）において、市町村が作成する基本構想に即して、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める仕組みが設けられた。

この「交通バリアフリー法」の公布を受けて、各市町村でも主要駅周辺の「重点整備地区」全体のバリアフリー化に向け、基本方針や個別のバリアフリー化に向けた事業の検討、これらを支えるソフト施策の検討等を行うことを目的とする「交通バリアフリー基本構想」の策定が求められている。

ここでは、「交通バリアフリー基本構想」策定の根拠となる交通バリアフリー法の概要とこれまでに策定された各市町の事例を紹介しながら、策定における留意点と実現化の方策について述べるものとする。

交通バリアフリー法の概要

（１）趣旨

交通バリアフリー法は、高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した利便性・安全性の向上を促進するため、以下の2点を進めることを趣旨としている。

鉄道駅等の旅客施設及び車両について公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。

鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

また、すべてのひとにやさしいまちづくりを進めるためには、以下の3点が重要とされている。

- 旅客施設を中心とした重点整備地区において面的整備を行う
- まちづくりの計画立案や事業の実現に関して、市町村が主体的役割を果たす
- 高齢者、身体障害者等をはじめ関係者や地域住民の参画のもと計画づくりを行う

(2) 対象

交通バリアフリー法の対象者は「日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受けるもの」であり、高齢者、身体障害者のみに限定せず、妊産婦、子供、子供連れの人、けが人、外国人など、可能な限り幅広く考える必要がある。

(3) 基本構想の指針

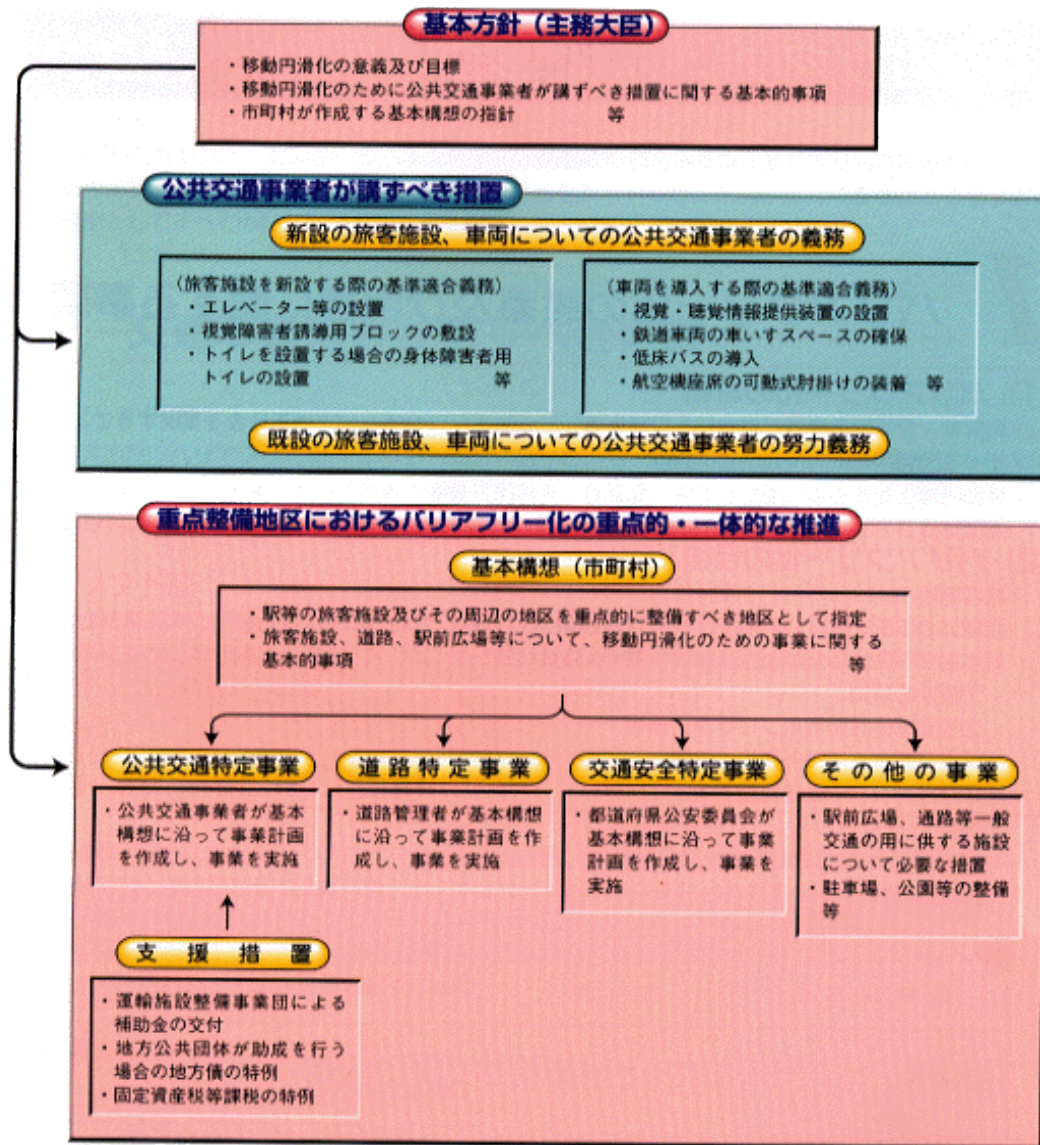
- 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の重点的・一体的な推進の重要性及び地区の設定要件
- 市町村が主体の基本構想作成に関係者が積極的に協力することによる事業の効率的推進
- 高齢者、身体障害者等の参画による意見の反映
- 目標の明確化、事業の連携と集中実施、既存計画等との調和の必要性
- 基本構想に記載する特定事業に関する事項

(4) バリアフリー化のために国及び地方公共団体が講ずべき措置、住民の協力
国及び地方公共団体が講ずべき措置

- 設備投資等に対する支援、調査及び研究開発の促進
- 移動円滑化の状況に関する情報を利用しやすい形で提供
- 「心のバリアフリー」の重要性から、住民の理解を深めるための啓発、教育活動

住民の協力

- 高齢者、身体障害者等に対する理解を深めるとともに、手助け等積極的な協力



▲ 交通バリアフリー法の仕組み

- (注) 市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。
- 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。
 - 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者数がア.の旅客施設と同程度と認められる旅客施設。
 - その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要があると高いと認められる施設。

参考資料：国土交通省「安心して移動できる社会を目指して～交通バリアフリー法の解説～」パンフレット

図 - 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー基本構想の策定状況

交通バリアフリー法では、市町村が基本構想を作成し、交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会はそれに即してバリアフリー事業を実施することになっている。

平成 13 年 9 月現在で、基本構想の作成を予定している市町村は 545 にのぼり、1 日の利用

者が 5,000 人以上である旅客施設が所在する市町村のうち、61%(573 市町村中 349 市町村)が基本構想の作成を予定している。福岡県福岡市で第 1 号の基本構想が策定されて以降、各市町村で策定が進められ、平成 14 年 4 月末現在では 22 市町村で基本構想が作成・公表・受理されており、現在も多くの市町村が策定に取り組んでいる。

表 - 交通バリアフリー基本構想の策定状況

市町村名	「構想名」 ・重点整備地区名(特定旅客施設)	年月日
福岡県福岡市	「福岡市東福岡駅・福岡駅基本構想」 ・ JR 東福岡駅周辺地区 (JR 東福岡駅) ・ JR 福岡駅 周辺地区 (JR 福岡駅)	H13.3.27 作成 H13.4.12 受理
北海道室蘭市	「東室蘭駅周辺地区基本構想」 ・ 東室蘭駅周辺地区 (JR 室蘭線東室蘭駅)	H13.6.14 作成 H13.7.4 受理
広島県呉市	「呉市移動円滑化基本構想」 ・ JR 呉駅・呉港周辺地区 (JR 呉駅、呉中央橋) ・ JR 広島駅・安芸阿賀駅周辺地区 (JR 広島駅・安芸阿賀駅)	H13.8.21 作成 H13.8.31 受理
千葉県千葉市	「千葉市交通バリアフリー基本構想」 ・ JR/京成幕張本郷地区 (JR 幕張本郷駅、京成幕張本郷駅) ・ JR/京成幕張地区 (JR 幕張駅、京成幕張駅) ・ JR 新検見川地区 (JR 新検見川駅) ・ JR/京成稲毛駅 (JR 稲毛駅、京成稲毛駅) ・ JR 西千葉、京成みどり台地区 (JR 西千葉駅、京成みどり台駅) ・ 千葉都心地区 (JR 千葉駅、JR 東千葉駅、JR 本千葉駅、JR 千葉みなと駅、京成千葉駅、京成千葉中央駅、モルル千葉駅、モルル千葉みなと駅) ・ JR 蘇我地区 (JR 蘇我駅) ・ JR 浜野地区 (JR 浜野地区) ・ JR 鎌取地区 (JR 鎌取駅) ・ JR 誉田地区 (JR 誉田駅) ・ JR 土気地区 (JR 土気駅) ・ JR/モルル都賀地区 (JR 都賀駅、モルル都賀駅) ・ JR 検見川浜地区 (JR 検見川浜駅) ・ JR 稲毛海岸地区 (JR 稲毛海岸駅) ・ モルルスポ - センタ 地区 (モルルスポ - センタ 駅) ・ モルル千城台地区 (モルル千城台駅) ・ JR 海浜幕張駅	H13.11.13 作成 H13.12.4 受理
山梨県石和町	「石和町石和温泉駅基本構想」 ・ JR 石和温泉駅周辺地区 (JR 石和温泉駅)	H13.12.25 作成 H14.1.24 受理
大阪府守口市	「守口市京阪滝井駅基本構想」 ・ 京阪電鉄滝井駅周辺地区 (関西医科大学付属病院最寄りの京阪電鉄滝井駅及び大阪市地下鉄太子橋今市駅)	H14.1.21 作成 H14.1.31 受理
鳥取県鳥取市	「鳥取市交通バリアフリー基本構想」 ・ JR 鳥取駅及び鳥取バスターミナル周辺地区	H14.1.31 作成 H14.2.13 受理
新潟県亀田町	「亀田町移動円滑化基本構想」 ・ JR 亀田駅周辺地区 (JR 信越線亀田駅)	H13.12.26 作成 H14.3.8 受理
大阪府交野市	「交野市 JR 河内磐船駅・京阪河内森駅基本構想」 ・ JR 河内磐船駅周辺地区 (JR 河内磐船駅) ・ 京阪河内森駅周辺地区 (京阪河内森駅)	H14.3.8 作成 H14.3.12 受理

市町村名	「構想名」 ・重点整備地区名（特定旅客施設）	年月日
大阪府八尾市	「八尾市近鉄久宝寺口駅周辺交通バリアフリー基本構想」 ・近鉄久宝寺口駅周辺地区（近鉄久宝寺口駅）	H14.3.7 作成 H14.3.14 作成
大阪府堺市	「堺市交通バリアフリー基本構想」 ・南海本線堺駅（南海本線堺駅） ・ JR 堺市駅周辺地区（JR 堺市駅） ・南海高野線堺東を含む都心地区（南海高野線堺東駅） ・南海高野線北野田駅周辺地区（南海高野線北野田駅） ・地下鉄新金岡駅周辺地区（地下鉄新金岡駅） ・泉北高速深井駅周辺地区（泉北高速深井駅）	H14.3.14 作成 H14.3.20 受理
北海道千歳市	「千歳駅周辺バリアフリー基本構想」 ・JR 千歳駅周辺地区（JR 千歳駅）	H14.3.14 作成 H14.3.20 受理
東京都荒川区	「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」 ・JR 東日本・京成電鉄日暮里駅周辺地区周辺地区（JR 東日本・京成電鉄日暮里駅）	H14.3.13 作成 H14.3.25 受理
福岡県大牟田市	「大牟田市大牟田駅、新栄町駅基本構想」 ・大牟田駅・新栄町駅周辺地区（九州旅客鉄道鹿児島本線・西日本鉄道天神大牟田線大牟田駅、西日本鉄道天神大牟田線新栄町駅）	H14.3.27 作成 H14.3.28 受理
千葉県船橋市	「船橋市船橋駅周辺地区移動円滑化基本構想」 ・船橋市船橋駅周辺地区（JR 総武線船橋駅、東武野田線船橋駅、京成本線京成船橋駅）	H14.3.22 作成 H14.3.29 受理
富山県小杉町	「小杉町小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想」 ・小杉駅周辺地区（JR 北陸本線小杉駅）	H14.3.28 作成 H14.4.4 受理
福岡県福岡市	「福岡市交通バリアフリー基本構想」 ・香椎地区（JR 香椎駅、西鉄西香椎駅） ・ 貝塚地区（西鉄・市営地下鉄貝塚駅） ・箱崎地区（JR 箱崎宮前駅、JR 箱崎駅） ・千代・吉塚地区（JR 千代県庁口駅、JR 馬出九大病院前駅、JR 吉塚駅） ・博多駅地区（JR・市営地下鉄博多駅、JR 祇園駅） ・雑餉隈地区（JR 南福岡駅、雑餉隈駅） ・天神・赤坂地区（地下鉄1号線・3号線天神駅、JR 福岡天神駅、JR 赤坂駅、西鉄天神バスセンター） ・唐人町地区（JR 唐人町駅） ・大橋・高宮地区（JR 大橋駅、JR 高宮駅） ・別府・六本末地区（（仮）別府駅、（仮）六本松駅） ・西新・藤崎地区（JR 西新駅、JR 藤崎駅、藤崎バス乗継ターミナル）	H14.3.28 作成 H14.4.5 受理
兵庫県明石市	「明石市交通バリアフリー基本構想」 ・JR・山陽電鉄明石駅周辺地区（JR・山陽電鉄明石駅） ・JR 西明石駅周辺地区（JR 西明石駅） ・ JR 魚住駅周辺地区（JR 魚住駅）	H14.3.5 作成 H14.4.8 受理
香川県丸亀市	「丸亀駅周辺基本構想」 ・丸亀駅周辺地区（JR 予讃線丸亀駅）	H14.2.25 作成 H14.4.9 受理
石川県金沢市	「金沢市交通バリアフリー基本構想」 ・JR 金沢駅を中心とした地区（JR 金沢駅） ・JR 西金沢駅を中心とした地区（JR 西金沢駅）	H14.3.27 作成 H14.4.10 受理
北海道恵庭市	「恵庭市交通バリアフリー基本構想」 ・恵庭駅周辺地区（JR 千歳線恵庭駅） ・ JR 恵み野駅周辺（JR 千歳線恵み野駅） （次期整備地区：JR 島松駅周辺、後年整備地区：JR サッポロビール駅周辺）	H14.3.27 作成 H14.4.25 受理
埼玉県熊谷市	「熊谷市熊谷駅籠原駅基本構想」 ・熊谷駅周辺地区（JR 高崎線・秩父鉄道熊谷駅） ・籠原駅周辺地区（JR 高崎線籠原駅）	H14.3.29 作成 H14.4.25 受理

バリアフリー基本構想の策定における留意点と実現化に向けて

バリアフリー基本構想の策定における留意点としては、以下の3点が課題として考えられる。

(1) 基本構想と事業計画の関係

バリアフリー基本構想の策定方法としては、重点整備地区の要件を設定 重点整備地区の設定 各重点整備地区におけるバリアフリー基本整備方針を設定、とした進め方が一般的であるが、各重点整備地区毎に基本構想を策定する方法と、複数の重点整備地区に対して一括して基本構想を策定する場合の2つのパターンがある。重点整備地区が1つしかない場合はどちらでも変わらないが、 の場合は、当該地区に応じた構想調査の体制がとれるメリットがある反面、各特定事業に係る部分以外の調査は各駅毎に反復して行わなければならないというデメリットがある。また、 の場合は、住民意向の把握や事業者との事前調査、総論部分の関係者間調整を行うことが可能であり、住民意識の地域格差があっても問題ないというメリットがある一方、それぞれの地区に応じたきめ細かい対応はできない。

どちらの場合も、メリット、デメリットがあるが、複数の重点整備地区を有する場合、地域に密着したきめ細かい基本構想を策定する方法としては、 の折衷案が考えられる。これは、まず市町村全体のバリアフリー化の基本理念を住民全体の意向を把握しながら設定したうえで、各重点整備地区を設定し、重点整備地区ごとにワークショップ方式などを用いな

がら基本構想を策定し、続けてその地区の特定事業に取り組むという手順になり、利用者である住民側にとって比較的わかりやすい方法ではないかと思われる。

(2) 重点整備地区の選定

重点整備地区については、基本的には1日の利用が5000人以上の旅客施設(見込まれるものも含む)を中心に、主要となる公共施設を含む地域を設定していくことになる。また、「都心地区」として、まちの中心部にいくつかの旅客施設を含む場合もある。

この重点整備地区の選定にあたっては、利用者である日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受ける者や住民の意向により決定することが望ましい。しかし、実際には、駅前再開発や区画整理事業といった他の事業との関連や、事業所側の意向、また、事業の実施しやすさなどを視野に入れた場合に、必ずしも利用者側の意向とは一致せず、時期や順序、規模などの変更や、ともすれば、重点整備地区の対象としても外されてしまう場合がある。

このように、ハード面のみで早急に対応できない場合でも、将来の実施予定時期や変更規模などを利用者側に明確に示し、ハード面の整備だけでなく、ソフト面も含めて利用者側が必要であると考えている部分の改善につながる事業の推進に努める必要がある。

(3) 行政・住民・事業者とのパートナーシップ

交通バリアフリー基本構想は、全ての人が自らの意思で移動でき、社会に参加できるまちづくりを行うためのものであり、住民にとって身近で、意識の高まりが期待できる構想である。

また、構想の実現化に向けては、当該市町村だけでなく、事業者や国、都道府県、住民の協力が必要である。

こうしたことから、バリアフリー基本構想では策定時、策定後の両面において、市民・行政・各事業者のパートナーシップが不可欠である。

構想策定時には、当該市町村は住民、事業者にはわかりやすい情報提供を行い、策定に参画しやすい環境づくりを進めるほか、アンケートの実施による意向把握やワークショップや懇談会を開催して進めていくことが必要不可欠である。

また、構想策定後には、策定に伴い住民・事業者の意識が高まり、「心のバリアフリー」も進められ、整備されたバリアフリー施設の利用や管理・運営に近隣住民の主体的に関わるなど、住民・事業者の自主的なバリアフリーのまちづくりが進められることが期待される。これを当該市町村が支援するなど、策定後は新しい形状での当該市町村・事業所・住民のパートナーシップにより、バリアフリーのまちづくりが進められることが期待される。

おわりに

今後、全ての人々が自分の意志で自由に移動することのできるバリアフリーのまちづくりは、高齢化社会を迎えた現在、高齢者が元気に住み慣れたまちでできるだけ長く暮らしていくための重要な施策である。

また、高齢者になった時だけでなく、突然大きな病気や怪我、あるいは女性であれば出産や育児など、誰もがライフステージの中で移動が不自由な場面に遭遇する。従って、バリアフリーのまちづくりは特定の人たちのためだけではなく、住民すべてのために必要な施策といえる。

こうしたことから、できるだけ多くの市町村でこの「バリアフリー基本構想」が策定され、多くの交通施設のバリアフリー化が進められることが期待される。

また、この構想策定により、行政側はより積極的なまちづくりをアピールすることができ、住民には暮らしやすいまちができると同時に、そのまちづくりを自分たちも担っていると感じ、もっと積極的なまちづくりへの参画につながると思われる。さらに、住民の意識改革から「心のバリアフリー」が進み、みんなで助け合えるあたたかいまちづくりにつながっていくことにもなる。

近年「ユニバーサルデザイン」という言葉がよく聞かれる。これは、「バリアフリー」をさらに発展させたコンセプトとして捉えられ、「誰にでも公平かつ自由に使用で、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使えるようなデザイン」という意味である。しかし、

実際にはまだ「バリアフリー」の段階すらクリアされていない状況が多数を占めており、まずはユニバーサルデザインの「道具」づくり、バリアフリーの「空間」づくりからはじめていくべきである。

また、コンサルタントの立場として、バリアフリーの施設づくりだけでなく、人の心のバリアフリーが進む仕組みづくりにつながるハード・ソフト両面からのまちづくりにこれからも取り組んでいきたいと考えている。

今後、できるだけ多くの市町村におけるより効果的なバリアフリー基本構想の策定・実現を期待し、この小論が少しでも参考になれば幸である。

編集後記



環境問題の深刻化と国際化の進展から、「地球環境時代」の到来が議論されるようになって10年ほどが経過した。この間、地球規模の環境への取り組みをはじめとして様々な提案がなされ、具体の活動も行われてきている。

このような中で、我々が携わる計画の分野においては、いまだ機能第一主義、効率第一主義を基調とした従来からの計画論がまかり通っていないだろうか。新しい時代の新しい価値観に対応した、よりよい計画手法が考えられないだろうか。今回の特集では、各分野におけるそういった新しい計画手法を目指した取り組みや考え方をまとめてみた。

なお、今回の特集のうち、公園に関する小論については「大都市都市公園機能実態共同調査」における身近公園の利用実態観察調査の結果に依るところが大きい。こうした原点に返っての実状把握も、これからの新しい計画づくりに向けて大切な取り組みであることが各方面から再認識されている。今後もこのような基礎的調査には継続して積極的に取り組んでいきたい。

MACROVISION とは

MACRO は、ギリシャ語の “*macros* ”に語源を持ち、「巨大なこと」「大きいこと」を、VISION は「見ること」「未来への透視力」「想像力」を意味します。このため、MACROVISION とは、「大きな視野から未来を見通し、想像力を働かせること」となります。

株式会社 総合計画機構の英名「MACROVISION」には、地域計画・都市計画に取り組む基本姿勢として、常に自らの感性を磨き、未来を見通す力を身につけて取り組もうとする思いを込めています。
